

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

令和2年度運用状況報告書

 沖縄県総務部総務私学課

# 目 次

## 〈情報公開制度〉

### I 情報公開制度

- 1 情報公開制度のあらまし…………… 1
- 2 広義及び狭義の情報公開制度…………… 2
- 3 沖縄県の情報公開制度…………… 3

### II 情報公開制度の実施状況

- 1 公文書開示請求の受付状況…………… 13
- 2 公文書の実施機関別開示請求状況…………… 14
- 3 公文書開示請求の処理状況…………… 15
- 4 部分開示及び不開示の内訳…………… 15
- 5 不服申立ての状況…………… 16
- 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況…………… 16
- 7 不服申立ての処理状況一覧…………… 22
- 8 沖縄県情報公開審査会答申概要…………… 24

### III 情報提供の状況

- 1 行政情報センターの概要…………… 40
- 2 行政情報センター等の利用状況…………… 41
- 3 配架行政資料…………… 42

## 〈個人情報保護制度〉

### I 個人情報保護制度

- 1 個人情報保護制度のあらまし……………43
- 2 沖縄県個人情報保護制度の特色……………44
- 3 沖縄県個人情報保護条例の概要……………45

### II 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報の開示請求等の受付状況……………52
- 2 個人情報の実施機関別開示請求状況……………53
- 3 口頭開示実施状況……………54
- 4 個人情報の請求処理状況……………57
- 5 部分開示及び不開示理由の内訳……………58
- 6 不服申立ての状況……………59
- 7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況……………60
- 8 不服申立ての処理状況一覧……………63
- 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要……………64

## 〈情報公開制度〉

# I 情報公開制度

## 1 情報公開制度のあらまし

わが国における情報公開制度は、地方自治体としては昭和57年4月に山形県の金山町で「金山町公文書公開条例」が施行されたのが最初です。都道府県では昭和58年4月に神奈川県で施行された「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」をはじめとして、現在、全ての都道府県において条例が制定され制度化されています。国においても平成11年5月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が公布し、平成13年4月から施行されています。

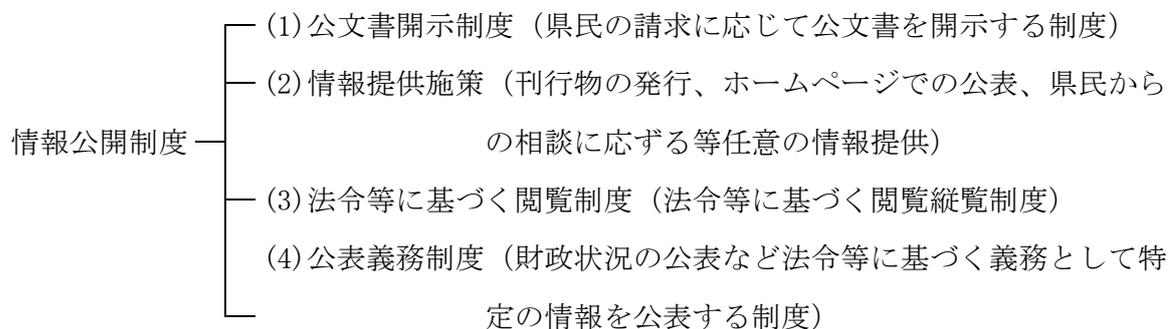
公正で開かれた行政を実現するためには、県の行政機関が保有する情報が広く県民に公開される必要があります。

県の行政機関が保有する情報を県民に提供するにあたっては、刊行物の発行、報道機関への発表等、県の行政機関が主体となっていく多種多様な方法があります。このような情報提供施策を適切に実施すれば、県民の行政に関する情報についての要求に相当程度において応えることは可能です。しかし、これらは県の行政機関側からの任意の情報提供であること、その主たる目的は県の行政機関の事業の遂行に資するためであることなどから、情報を求める県民の要望を充たすのに必ずしも十分でない場合があります。

そこで、県民が主体となり県の行政機関が保有する情報を入手する手段が必要となります。これを制度化したのが公文書開示制度であります。同制度は、行政機関が保有する公文書の開示を求める県民の請求権を明らかにし、県民が請求すれば原則としてすべての公文書を開示することを県の行政機関に義務付けており、情報提供施策と併せて情報公開制度と呼ばれています。

## 2 広義及び狭義の情報公開制度

広義の情報公開制度は、下記のように4つの制度に区分することができます。



狭義の情報公開制度は、公文書開示制度のことをいいますが、沖縄県情報公開条例では、公文書開示制度とあわせて行政資料等による積極的な情報提供の推進に努めることとしています。

情報公開制度と公文書開示制度等の関係図

		実施機関の義務の有無	
		義務的	任意的
情報公開制度	請求によるもの	(3) 法令等に基づく閲覧制度 ・ 関係文書閲覧及び写しの交付	(1) 公文書開示制度
	請求によらないもの	(4) 法令等に基づく公表義務制度 ・ 条例、規則の公布 ・ 財政状況の公表	(2) 情報提供 ・ 窓口での相談、案内 ・ 資料頒布

### 3 沖縄県の情報公開制度

本県では、沖縄県情報公開条例（平成3年12月26日公布。以下、「条例」という。）を制定し、平成4年7月1日から施行しました。また、情報公開法との調整等を図るため、条例を全部改正し、新たな条例を公布しました（平成13年10月23日公布）。新たな条例は、平成14年1月1日から施行されました。

新たな条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資すること」を目的（条例第1条）としています。

平成26年6月には、公正性の向上及び不服申立て制度の使いやすさ向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され（平成28年4月1日施行）、それに伴い、条例においても平成27年12月に所要の改正を行いました（平成28年4月1日施行）。

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は、原則として審理員を指名しなければならない旨規定していますが、同項ただし書において、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員の指名を要しないこととされているため、本条例に基づく審査請求においては、第三者機関である沖縄県情報公開審査会において、公正かつ客観的に開示可否を判断しており、実質的に審理の公正性が確保されているため、審理員による審理手続を適用除外としています。

他に、不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、「審査請求」、「裁決」等用語の整理を行い、また、開示請求に係る不作為事件を沖縄県情報公開審査会の諮問の対象としました。

平成29年6月には、沖縄県個人情報保護条例の個人情報の定義が改正されたことに伴い、不開示情報である個人に関する情報の記述等の具体的事項を規定する改正を行いました（平成29年7月25日施行）。

また、令和3年4月から沖縄県立芸術大学が公立大学法人に移行することに伴い、「県が設立した地方独立行政法人」を実施機関に規定する改正を令和2年12月に行いました（令和3年4月1日施行）。

## 1 基本的な考え方

本県の公文書開示制度は、次のことを制度の基本原則としています。

- (1) 県が保有する情報は原則として開示することとし、不開示とするものは必要最小限度にとどめるものとする（原則開示）。
- (2) 個人に関する情報は、不開示を原則として最大限に保護するものとする。
- (3) 県民に分かりやすく利用しやすい制度とすること。

## 2 条例の特色

本県の条例は、以下の点に特色があります。

- (1) 条例の目的に、「知る権利の尊重」、「説明責任」及び「県政への参加と監視」を明記したこと。
- (2) 公文書の開示を実施する県の機関（実施機関）に公安委員会及び警察本部長を加えたこと（平成14年7月1日から実施機関となった。）。
- (3) 条例の開示請求の対象となる公文書を決裁・供覧済みの文書から組織共用文書に拡大し、電磁的記録も対象としたこと。
- (4) 請求権者を拡大し、「何人も」請求できるようにしたこと。

## 3 条例の概要

### (1) 目的（第1条）

本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。

### (2) 実施機関（第2条第1項）

本条例に基づき公文書の開示を実施する機関は、次の14機関がある。

- |        |            |             |
|--------|------------|-------------|
| ・知事    | ・議会        | ・教育委員会      |
| ・公安委員会 | ・警察本部長     | ・選挙管理委員会    |
| ・監査委員  | ・人事委員会     | ・労働委員会      |
| ・収用委員会 | ・海区漁業調整委員会 | ・内水面漁場管理委員会 |

- ・公営企業の管理者
- ・病院事業の管理者
- ・公立大学法人沖縄県芸術大学

※平成3年の条例制定当初には議会、公安委員会、警察本部長は規定されていなかったが、平成10年12月議会で議会提案により議会が、平成13年9月議会で公安委員会及び警察本部長が、令和2年11月議会で県が設立した地方独立行政法人が追加された。

### (3) 公文書（第2条第2項）

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。
- イ 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

### (4) 開示請求権（第5条）

- ・ 何人も

「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等も含まれる。

- ・ 開示請求権の一般的性格

本条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

### (5) 開示請求の手続（第6条）

開示請求権を明確にするため、開示請求は次に掲げる事項を記載した書面を提出

して行わなければならないこととしている。

なお、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴い、現在は沖縄県ホームページから電子申請もできる。

- ・ 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- ・ 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

#### (6) 公文書の開示義務・不開示情報（第7条）

- ・ 条例の基本理念は、原則開示である。
- ・ 不開示情報は、次のとおりである。

##### ア 法令秘情報（第1号）

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

##### イ 個人に関する情報（第2号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

##### ウ 法人等に関する情報（第3号）

法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

##### エ 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）（第4号）

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの。

##### オ 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）（第5号）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報。

##### カ 審議、検討等に関する情報（第6号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる

おそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

キ 事務又は事業に関する情報（第7号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(7) 部分開示（第8条）

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(8) 公益上の理由による裁量的開示（第9条）

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(9) 公文書の存否に関する情報（第10条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

ア 特定の個人の病歴に関する情報（第7条第2号）

ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があつた場合、当該公文書はあるが、第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。

イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）

特定企業を名指しして新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。

ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号及び第5号）

犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求をしたような場合、当該文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。

エ 政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）

道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。

- オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）  
保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように特定分野に限定した請求が出された場合、文書は存在するが第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

**(10) 開示請求に対する措置（第11条）**

実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、書面により通知しなければならない。

本条による通知は、知事が保有する公文書の開示等に関する規則第3条に規定する次の書面で行う。

- ア 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（規則第4号様式）  
イ 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（規則第5号様式）  
ウ 公文書を開示しない旨の決定（エ及びオ以外） 公文書不開示決定通知書（規則第6号様式）  
エ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（規則第7号様式）  
オ 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書（規則第8号様式）

**(11) 開示決定等の期限（第12条）**

開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。  
事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること（開示請求があった日から起算して最大45日）ができる。

**(12) 開示決定等の期限の特例（第13条）**

著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めた。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

ア 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。

イ 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。

ウ 相当の期間(アの通知において、その期限を示す。)内に、残りの部分について開示決定等を行う。

### (13) 事案の移送 (第15条)

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

### (14) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 (第16条)

ア 第三者(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者)に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができる。

イ 公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。

ウ 当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図る。

### (15) 開示の実施 (第17条)

ア 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写、などの方法によることもできる。

イ 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティ

ティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものと及び光ディスク等に複製したものなどの交付が定められている(施行規則第5条参照)。

ウ 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧(ただし書)

文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたものと又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

(16) 他の制度との調整(第18条)

ア 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が開示することとされている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。

イ 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この条例に基づく開示請求を認めない。

ウ 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー

(17) 費用負担(第19条)

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めた。

(18) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外(第20条)

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

**(19) 沖縄県情報公開審査会への諮問（第21条）**

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求を受け当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、原則として沖縄県情報公開審査会への諮問を義務付けた。

ア 沖縄県情報公開審査会への諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

イ 諮問をした実施機関は、審査請求人や参加人等へ諮問をした旨を通知しなければならない。

**(20) 沖縄県情報公開審査会（第23条）**

ア 第21条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

イ 情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。

**(21) 調査審議手続の非公開（第28条）**

沖縄県情報公開審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

**(22) 情報提供の推進（第31条）**

ア 「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めた。

イ 「情報提供」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行っている。

**(23) 出資等法人の情報公開（第33条）**

県が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めた。

**(24) 運用状況の公表（第37条）**

公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、毎年度、公文書の開示の運用状況を県公報に登載して公表する。

**(25) 適用除外（第38条）**

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）の適用除外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

## Ⅱ 情報公開制度の実施状況

### 1 公文書開示請求の受付状況

令和2年度における公文書の開示請求は、1,708件であり、前年度の1,774件に比べ、66件(約3.7%)の減となっている。

その主な要因としては、これまで開示請求により行ってきた工事設計書等の開示について、土木建築部(平成27年10月)、企業局(平成28年4月)、農林水産部(平成29年4月)及び教育庁(令和元年9月)が情報提供に切り替えたことが挙げられる。

表1 公文書開示請求の受付状況 (単位:件)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (R1年度)	R2年度
本 庁 (行政情報センター)	1,921	1,278	1,262	1,462	1,495
出先機関	723	794	576	259	185
公安委員会	6	1	9	7	2
警察本部長	66	59	81	46	26
合 計	2,716	2,132	1,928	1,774	1,708

注1 開示請求とは、沖縄県情報公開条例第6条の規定に基づく請求である。

2 件数は、提出された請求書の受付件数である。

## 2 公文書の実施機関別開示請求状況

請求件数の実施機関別の割合は、知事部局 88.6 %、教育委員会 5.2 %、企業局 2.8 %となっている。知事部局について部別に見ると、保健医療部が 38.8 %、土木建築部が 26.7 %を占めている。

表2 実施機関別の請求状況 (単位:件)

年 度		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)	R 2 年度
実施機関	知 事 公 室	42	24	44	29	33
	総 務 部	18	27	22	23	18
	企 画 部	12	9	17	13	23
	環 境 部	91	74	105	74	94
	子ども生活福祉部	20	31	26	20	30
	保 健 医 療 部	629	514	570	664	587
	農 林 水 産 部	685	292	224	228	281
	商 工 労 働 部	34	16	18	29	23
	文化観光スポーツ部	5	4	13	27	18
	土 木 建 築 部	802	882	667	420	404
	出 納 事 務 局	1	1	2	0	3
知事部局計		2,339	1,874	1,708	1,527	1,514
議 会	35	10	2	12	4	
教 育 委 員 会	173	139	87	91	88	
選 挙 管 理 委 員 会	13	11	9	19	16	
人 事 委 員 会	3	0	0	2	0	
監 査 委 員	1	0	0	2	1	
労 働 委 員 会	0	0	0	1	0	
収 用 委 員 会	4	6	2	1	3	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	
企 業 局	53	15	23	65	49	
病 院 事 業 局	23	17	7	1	5	
公 安 委 員 会	6	1	9	7	2	
警 察 本 部 長	66	59	81	46	26	
合 計		2,716	2,132	1,928	1,774	1,708

### 3 公文書開示請求の処理状況

表3 処理状況

(単位:件)

区 分		年 度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (R1年度)	R2年度
請求件数			2,716	2,132	1,928	1,774	1,708
処理 状況	決定 済	開 示	1,839	1,382	1,209	972	909
		部分開示	669	655	744	642	596
		不開示	28	35	37	33	35
		存否応答拒否	3	5	1	2	4
		不存在	153	128	205	216	269
		小 計	2,692	2,205	2,196	1,865	1,813
取 下 げ			83	40	42	40	36
合 計			2,775	2,245	2,238	1,905	1,849

注 1件の開示請求に対し、複数の決定をした場合があるため、請求件数と決定(処理)件数は一致しない。

### 4 部分開示及び不開示の内訳

公文書の開示可否の決定に関して、条例第7条各号に該当し、部分開示及び不開示の決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表4 不開示理由事項別内訳

(単位:件)

区 分	年 度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (R1年度)	R2年度
1号 法令秘情報		24	3	3	6	2
2号 個人に関する情報		564	599	688	576	457
3号 法人等に関する情報		146	127	278	247	168
4号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会及び警察本部長以外)		12	6	6	5	7
5号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会又は警察本部長)		23	5	12	11	11
6号 審議、検討等に関する情報		10	10	20	40	29
7号 事務又は事業に関する情報		63	61	70	63	60
合 計		842	811	1,077	948	734

注 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数とは一致しない。

## 5 不服申立ての状況

令和2年度は、公文書の開示に関する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てが前年度からの継続分を含めて 18 件あり、そのうち 15 件が審査会へ諮問された。

表5 不服申立ての状況

(単位:件、回)

年度	不服申立て	取下げ	諮問	審議回数(回)	諮問に対する処理状況(内訳)							
					審議前	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
									認容	一部認容	棄却	その他
平成28年度	24(9)	0	16(9)	12	0	3	2	10(9)	2(2)	5(5)	3(2)	0
平成29年度	25(11)	0	18(6)	10	2	8	0	7(5)	0	2(2)	5(3)	0
平成30年度	20(10)	3	15(10)	17	0	7(5)	0	8(5)	1(1)	3(2)	3(2)	1
平成31年度 (令和元年度)	27(9)	1	20(8)	11	2	3	0	15(8)	0	6(5)	8(2)	1(1)
令和2年度	18(10)	1(1)	15(5)	9	5	1	0	9(5)	2	3(2)	4(3)	0

注1 括弧書きの件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

2 諮問併合があった場合は、諮問とその内訳の数は一致しない。

## 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況

沖縄県情報公開審査会は、平成4年7月1日の条例施行と同時に沖縄県公文書公開審査会として設置され、知事が委嘱する5人の委員によって構成された。新たな条例の施行に伴い、平成14年1月1日から名称が沖縄県情報公開審査会に改められた。

委員の任期は2年、令和2年度の審査会の開催回数は9回となっている。

表6 沖縄県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

任期:令和3年1月9日~令和5年1月8日(2年)

(令和3年3月31日現在)

氏名	役職等	備考
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
渡名喜 庸安	元琉球大学名誉教授	会長
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

表7 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和2年6月3日	第314回	<p>(1)土管第799号「特定企業における国道449号線の安和港棧橋付近で、道路占用許可が出された横断構造物に関する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第14号「本部港（塩川地区）の港湾使用に関して北部土木事務所長が令和元年7月12日に業者へ出した行政指導文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第17号「2018年度の海砂採取申請書と許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問教第1号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）すべての公文書等」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問教第2号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、同年9月25日開示決定された公文書以外の資料を含む文書」に係る公文書不存在による不開示決定及び公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問文第1号「平成31年度万国津梁会議設置等支援業務採択企画提案書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問子第3号「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の議事録」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和2年7月1日	第315回	<p>(1)沖縄県諮問土第17号「2018年度の海砂採取申請書と許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問教第1号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）すべての公文書等」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問教第2号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、同年9月25日開示決定された公文書以外の資料を含む文書」に係る公文書不存在による不開示決定及び公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問文第1号「平成31年度万国津梁会議設置等支援業務採択企画提案書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問子第3号「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の議事録」に係る公文書不開示決定に対する審</p>

		査請求について
令和2年8月12日	第316回	<p>(1)沖縄県諮問土第17号「2018年度の海砂採取申請書と許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問教第1号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、台湾大学より受け取った書類(返還に際しての取り決めなど)すべての公文書等」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問教第2号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、同年9月25日開示決定された公文書以外の資料を含む文書」に係る公文書開示決定、公文書不存在による不開示決定及び公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問文第1号「平成31年度万国津梁会議設置等支援業務採択企画提案書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問子第3号「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の議事録」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第11号「首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和2年9月16日	第317回	<p>(1)沖縄県諮問教第1号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、台湾大学より受け取った書類(返還に際しての取り決めなど)すべての公文書等」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問教第2号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、同年9月25日開示決定された公文書以外の資料を含む文書」に係る公文書開示決定、公文書不存在による不開示決定及び公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問文第1号「平成31年度万国津梁会議設置等支援業務採択企画提案書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問子第3号「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の議事録」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第11号「首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和2年10月14日	第318回	<p>(1)沖縄県諮問教第2号「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、同年9月25日開示決定された公文書以外の資料を含む文書」に係る公文書開示決定、公文書不存在による不開示決</p>

		<p>定及び公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問文第1号「平成31年度万国津梁会議設置等支援業務採択企画提案書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問子第3号「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の議事録」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第11号「首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第17号「平成29年度及び平成30年度に発せられた開発許可の通知すべて」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和2年11月11日	第319回	<p>(1)沖縄県諮問文第1号「平成31年度万国津梁会議設置等支援業務採択企画提案書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問子第3号「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の議事録」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問土第11号「首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第17号「平成29年度及び平成30年度に発せられた開発許可の通知すべて」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和2年12月16日	第320回	<p>(1)沖縄県諮問土第11号「首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第17号「平成29年度及び平成30年度に発せられた開発許可の通知すべて」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が</p>

		労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について
令和3年2月10日	第321回	<p>(1)沖縄県諮問土第11号「首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問土第17号「平成29年度及び平成30年度に発せられた開発許可の通知すべて」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問農第16号「国頭村及びうるま市宮城島の鉱山における森林法に基づく林地開発許可申請書及び許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問保第6号「特定歯科診療所の開設届又は準ずる書類すべて」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第25号「沖縄防衛局から提出された埋立変更承認申請に対する意見書のうち、名護市民分の意見書」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖公委(広相)第2号「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020年1月から7月までの1日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域が分かる文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県教育委員会教育長諮問第2号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成27年度分)」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和3年3月10日	第322回	<p>(1)沖縄県諮問土第17号「平成29年度及び平成30年度に発せられた開発許可の通知すべて」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問農第16号「国頭村及びうるま市宮城島の鉱山における森林法に基づく林地開発許可申請書及び許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問保第6号「特定歯科診療所の開設届又は準ずる書類</p>

すべて」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について

(5)沖縄県諮問土第 25 号「沖縄防衛局から提出された埋立変更承認申請に対する意見書のうち、名護市民分の意見書」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について

(6)沖公委(広相)第2号「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020年1月から7月までの1日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域が分かる文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について

(7)沖縄県教育委員会教育長諮問第2号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成27年度分)」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について

## 7 不服申立ての処理状況一覧

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容	①決定日 ②決定内容	
1	R1.5.20 知事	特定企業における国道449号 線の安和港棧橋付近で、道路 占用許可が出された横断構造 物に関する文書	①H31.3.13 ②H31.4.26 ③部分開示	第2号 第3号	①R1.10.8 ②R2.6.19 ③答申第117号 ④棄却	①R2.7.15 ②棄却	
	道路管理課(土管 第799号)						
2	R1.10.11 知事	本部港(塩川地区)の港湾使 用に関して北部土木事務所長 が令和元年7月12日に業者へ 出した行政指導文書	①R1.7.19 ②R1.8.30 ③部分開示	第3号	①R2.1.7 ②R2.6.19 ③答申第118号 ④棄却	①R2.7.1 ②棄却	
	港湾課(沖縄県諮 問土第14号)						
3	R1.11.9 知事	2018年度海砂採取申請書と 許可書	①R1.7.8 ②R1.8.21 ③部分開示	第2号 第3号	①R2.1.15 ②R2.8.21 ③答申第119号 ④一部認容	①R2.9.14 ②一部認容	
	海岸防災課(沖縄 県諮問土第17号)						
4	R1.12.13 教育長	2019年3月18日、台湾大学よ り返還された遺骨について、 台湾大学より受け取った書類 (返還に際しての取り決めな ど)	①R1.8.16 ②R1.9.25 ③開示	—	①R2.3.5 ②R2.9.25 ③答申第120号 ④棄却	①R2.9.28 ②棄却	
	文化財課(沖縄県 諮問教第1号)						
5	R1.12.13 教育長	2019年3月18日、台湾大学よ り返還された遺骨について、 同年9月25日開示決定された 公文書以外の資料を含む文 書	①R1.10.4 ②R1.10.18 ③不存在の不 開示及び部分 開示	第2号 第6号 第11条第 2項	①R2.3.5 ②R2.10.24 ③答申第121号 ④一部認容	①R2.10.28 ②一部認容	
	文化財課(沖縄県 諮問教第2号)						
6	R1.12.9 知事	平成31年度万国津梁会議設 置等支援業務 採択企画提案 書	①R1.10.11 ②R1.10.22 ③部分開示	第2号 第3号	①R2.4.23 ②R2.11.24 ③答申第122号 ④棄却	①R2.12.4 ②棄却	
	交流推進課(沖縄 県諮問文第1号)						
7	R2.3.30 知事	沖縄県障害を理由とする差別 等の解消に関する調整委員 会の議事録	①R2.2.5 ②R2.2.17 ③不開示	第2号 第3号 第6号	①R2.5.20 ②R2.11.24 ③答申第123号 ④一部認容	①R2.12.2 ②一部認容	
	障害福祉課(沖縄 県諮問子第3号)						
8	R2.4.2 知事	首里城等の主要施設の移譲 に関する連絡調整会議資料	①R1.12.23 ②R2.2.3 ③不開示	第6号	①R2.4.23 ②R2.7.30 ③答申第124号 ④認容	①R3.3.4 ②認容	
	都市公園課(沖縄 県諮問土第11号)						
9	R2.7.16 知事	平成29年度及び平成30年度 に発せられた開発許可の通知	①R2.4.22 ②R2.5.7 ③不開示	第2号 第3号	①R2.9.16 ②R3.3.26 ③答申第125号 ④認容	①R3.3.31 ②認容	
	建築指導課(沖縄 県諮問土第17号)						
10	R2.1.6 病院事業局	平成28年11月等に、沖縄県立 の複数の病院が労働基準監 督署からは正勧告書・指導票 を交付されたことに関連して行 われた会議の文書等	①R30.11.5 ②R1.11.18 ③部分開示及 び不開示	第2号 第3号 第6号 第7号	①R2.9.16		
	病院事業総務課 (病総第474号)						
11	R2.10.26 知事	国頭村及びうるま市宮城島の 鉦山における森林法に基づく 林地開発許可申請書及び許 可書	①R2.7.22 ②R2.9.4 ③部分開示	第2号 第3号	①R2.12.17		
	森林管理課(沖縄 県諮問農第16号)						
12	R2.11.16 知事	沖縄防衛局から提出された埋 立変更承認申請に対する意見 書のうち、名護市民分の意見 書	①R2.11.8 ②R2.11.12 ③不開示	第2号	①R3.1.12		
	海岸防災課(沖縄 県諮問土第25号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
13	R2.8.13 知事	特定歯科診療所の開設届又は 準ずる書類	①R2.6.12 ②R2.7.17 ③部分開示	第2号 第3号	①R2.12.23		
	医療政策課(沖縄 県諮問保第6号)						
14	R2.11.2 公安委員会	与那原警察署が与那原公園近く の交差点で実施した、2020年 1月から7月までの1日ごとの 交通違反の検挙人数及び警 察車両の駐車区域が分かる文 書	①R2.7.27 ②R2.8.13 ③不存在の不 開示	第11条第 2項	①R3.1.15		
	広報相談課(沖公 委(広相)第2号)						
15	R2.11.18 教育長	沖縄県内の公立小・中・高・養 護・盲学校に関する体罰事故 報告書(加害教師の反省文、 顛末書、診断書、事情聴取記 録、その他一切の添付文書等 を含む。平成27年度分)	①R2.9.7 ②R2.9.23 ③部分開示	第2号	①R3.1.18		
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第2号)						

(注) 条例第7条各号(不開示根拠)について

第1号: 法令秘情報

第2号: 個人に関する情報

第3号: 法人等に関する情報

第4号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長以外の機関)

第5号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長)

第6号: 審議・検討等に関する情報

第7号: 事務又は事業に関する情報

## 8 沖縄県情報公開審査会答申概要

### 沖縄県情報公開審査会答申第117号 概要

①件名	令和元年10月8日付土管第799号「特定企業における国道449号線の安和港棧橋付近で、道路占用許可が出された横断構造物に関する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成31年3月13日（同日收受）
③実施機関	処分庁：北部土木事務所 審査庁：道路管理課
④決定年月日	平成31年4月26日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び同条第3号該当
⑦審査請求年月日	令和元年5月20日（同日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	処分の一部不開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	今回一部開示となる部分に、設備規模ならびに運用目的、埋設位置などの情報が含まれており、それらが公になることで、地下通路への不法侵入や設備の破壊行為などにより、当社が不利益を被る恐れがある。
⑩諮問年月日	令和元年10月8日（同日收受）
⑪答申年月日	令和2年6月19日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断 条例第7条第3号該当性 条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報等の要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めたものである。 当該公文書には、審査請求人が国道449号線の地下に埋設した圧送管及び地下に設ける通路ボックスカルバートの規模、構造、詳細図面等の情報のほか、工事概要、工事の目的及び現場写真等の情報が記載されている。 これらの情報について、審査請求人は、圧送管などの全長や大きさ等の設備規模情報により、人間の侵入が可能か推測されてしまうおそれや、第三者による設備の破壊行為等を被るおそれがあることを理由に不開示を求めているが、審査請求人の主張は確実性がなく、あくまで可能性であり、支障の程度が不明であるなど、法的保護に値する蓋然性が認められないため、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しない。 よって、これらの情報を公にすることにより、「当該法人等の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、開示が妥当である。</p>

## 沖縄県情報公開審査会答申第118号 概要

①件名	「本部港（塩川地区）の港湾使用に関して北部土木事務所長が令和元年7月12日に業者へ出した行政指導文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年7月19日（同日收受）
③実施機関	処分庁：北部土木事務所 審査庁：港湾課
④決定年月日	令和元年8月30日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第3号該当
⑦審査請求年月日	令和元年10月11日（同日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	不開示部分の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	本年7月17日、上原土建部長は市民との意見交換の場で、本件行政指導の内容について詳しく説明しており、今回、不開示とする理由はない。
⑩諮問年月日	令和2年1月7日（令和2年1月9日收受）
⑪答申年月日	令和2年6月19日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 「港湾使用時に確認された事項」に係る情報（以下「当該情報」という。）については、特定企業が港湾使用時に行った行為について、実施機関が確認した内容等が記載されている。 実施機関は本件処分を行う前に、特定企業に対し、本件公文書の開示に係る意見照会を行い、特定企業が提出した意見書には、本件公文書を開示されると支障がある旨回答しており、当該支障がある理由として、本件公文書は、前提事実に誤りがあるものと考えており、記載された内容が公になると、特定企業の正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第3号の規定に基づき、不開示を求めている。 このため、実施機関は本件公文書の前提事実について、特定企業と認識の相違があることを理由に、当該情報を不開示と判断している。 審査会において、本件公文書及び当該意見書等を見分した結果、本件公文書に記載された「港湾使用時に確認された事項」について、実施機関と特定企業との間で、前提事実と認識の相違があるものと認められることから、当該情報を公にすることにより「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として条例第7条第3号に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>2 その他、本件公文書のうち、実施機関が不開示とした本文の5行目から7行目に係る情報は、特定企業の港湾使用と、港湾使用により生じた内容が記載されている。 これらの内容については、先述のとおり、その前提事実について、実施機関と特定企業との間で認識の相違があるものと認められることから、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、条例第7条第3号に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>3 また、審査請求人は、本年7月17日に、土木建築部長が市民との意見交換の場で、本件公文書の内容について詳しく説明しており、今回、不開示とする理由はないとし、反論書では当該意見交換の場で説明した内容を記しているが、審査会において本件公文書を見分したところ、当該反論書に記載された内容は、本件公文書に記載された内容すべてが記載されたものではなく、実施機関が弁明書で述べているとおり、指示の概要について、意見交換の場に出席した特定の者に対してのみ口頭で説明したものであり、本件公文書の具体的な記述を開示したものではないものと認められることから、開示する根拠とはならない。</p>

## 沖縄県情報公開審査会答申第119号 概要

①件名	「2018年度の海砂採取申請書と許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年7月8日（同日收受）
③実施機関	土木建築部海岸防災課
④決定年月日	令和元年8月21日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び同条第3号該当
⑦審査請求年月日	令和元年11月9日（令和元年11月11日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	<p>(1) 以下の部分の開示の取消を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「別紙3の2 掘削場所の水深」</li> <li>・「別紙3の3 砂利の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項(その2)」</li> <li>・「別紙5 砂利採取の管理監督計画」</li> </ul> <p>(2) 以下の部分の開示を求める。</p> <p>沖縄県海砂利採取要綱第5条では、海砂利採取の申請にあたっては、「実測横断面図」、「実測縦断面図」、「深淺測量図」の添付が義務づけられているが添付されていないので、その開示を求める。</p>
⑨審査請求の理由(要旨)	<p>(1) 「別紙3の2」、「別紙3の3」及び「別紙5」の開示箇所は、条例第7条第2号及び第3号には該当しない。</p> <p>(2) 海砂利採取申請に係る添付書類を、開示・不開示の対象としていないことは不当である。</p>
⑩諮問年月日	令和2年1月15日（令和2年1月17日收受）
⑪答申年月日	令和2年8月21日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定のうち、別紙5（砂利採取の管理監督計画）における「業務主任者の氏名」以外の箇所については開示すべきであり、それ以外の部分を不開示とした決定は妥当である。</p> <p>また、当該決定に係る対象公文書として特定すべきであった「実測横断面図」、「実測縦断面図」及び「深淺測量図」については、対象公文書として特定し、改めて開示決定等を行うべきである。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 条例第7条第2号該当性</p> <p>本件公文書のうち、「別紙5」における「業務主任者の氏名」は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号で規定する個人に関する情報に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>2 条例第7条第3号該当性</p> <p>(1) 「別紙3の2」について</p> <p>「別紙3の2」は、特定組合が実施機関へ提出した、要綱第5条で定める「採取計画認可申請書」の添付書類である。</p> <p>実施機関は、「別紙3の2」に記載された情報のうち、「掘削場所の水深」の数値を不開示としているが、審査請求人は、「要綱では『水深15m以上の区域であること』とされ、環境保護のためにもこの基準は厳密に遵守されなければならない、掘削場所の水深は県民に隠すような情報ではない。」として開示を求めている。</p> <p>しかし、当該掘削場所の水深の数値は、特定組合が、申請する海域を長年に渡って費用を費やし、独自に調査したものであり、生産技術上のノウハウに係る情報であると言えるため、これを開示した場合、競合他社等に容易に利用されるおそれがあることから、条例第7条第3号で規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>(2) 「別紙3の3」について</p> <p>「別紙3の3」は、特定組合が実施機関へ提出した、要綱第5条で定める「採取計画認可申請書」の添付書類であり、砂利の採取に伴う災害防止</p>

のため、特定組合が作成した「水質汚濁防止対策」、「粉塵防止対策」及び「騒音防止対策」の内容が記載されている。

当該情報は、各災害防止対策に係る情報であるほか、砂利採取時における船内の設備機器の操作方法や、使用する施設・備品等の名称及び営業時間に係る内容等が記載され、特定組合による生産技術上のノウハウに係る情報であると言えるため、条例第7条第3号で規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、不開示が妥当である。

(3) 「別紙5」について

「別紙5」は、特定組合が実施機関へ提出した、要綱第5条で定める「採取計画認可申請書」の添付書類である。

当該情報については、各項目及び内容を含め、一般的な法令等に基づく許認可の手續や報告書等の提出、船舶担当者に対して報告や説明を行う旨の管理監督する内容、法律の遵守及び安全操業等に関する情報であり、「特定組合が費用を費やし、独自に開発した技術に関する記載等も含まれる生産技術上のノウハウ」に係る情報であると言えず、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しない。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号で規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められないことから、開示が妥当である。

3 対象公文書として特定されなかった公文書について

審査請求人は、「実測横断面図」、「実測縦断面図」及び「深淺測量図」（以下「当該公文書」という。）について、「開示、不開示の対象としていないことは不当である」旨主張しているのに対し、実施機関は「本件請求に係る公文書である」として対象公文書として特定すべきであったことを認めている。

当該公文書については、採取計画認可申請書の添付書類として、要綱第5条に規定されているものであり、本件請求に係る対象公文書に含まれるものと認められる。

したがって、実施機関は当該公文書を対象公文書として特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

今後、実施機関においては、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、特定漏れがないよう請求内容を精査し、適切に行うよう改善を要望する。

沖縄県情報公開審査会答申第120号 概要

①件名	「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）すべての公文書等」に係る公文書開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年8月16日（同日收受）
③実施機関	教育庁文化財課
④決定年月日	令和元年9月25日
⑤決定内容	公文書開示決定
⑥決定理由	全部開示
⑦審査請求年月日	令和元年12月13日（令和元年12月13日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書開示請求ですべて開示するように請求したが、どれくらいの公文書があるかも知られないまま一部の公文書だけを開示されたので、全て開示してほしい。
⑨審査請求の理由(要旨)	教育委員会が持っている公文書がどれだけあるのか、また文書名も知らされずに、文化財課担当者から「1枚だけの文書名」しか教えてくれなかった。
⑩諮問年月日	令和2年3月5日（令和2年3月6日收受）
⑪答申年月日	令和2年9月24日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となった公文書に係る開示決定は、結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 本件公文書について          本件公文書は、平成30年11月14日に、国立台湾大学、沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会（以下「国立台湾大学等」という。）間において締結された協議書である。          審査会が、本件公文書を見分したところ、本件公文書は、沖縄の先人の人骨を、国立台湾大学から沖縄県及び今帰仁村へ移管するため、国立台湾大学等において移管に関する条件のもとに同意し署名した協議書であり、本件請求に係る「台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）」に該当し、実施機関が行った本件処分は妥当である。</p> <p>2 他の対象公文書について          審査請求人は、審査請求書において「公文書開示請求ですべて開示するように請求したが、どれくらいの公文書があるかも知られないまま一部の公文書だけを開示されたので、全て開示してほしい。」と主張して、開示決定された協議書以外の対象公文書の存否及びその開示を求めている。          審査請求の趣旨を踏まえ、審査会は実施機関に対して、本件請求に係る「台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）すべての公文書」について、改めて他の対象公文書の保有の有無の確認を求めた。          その結果、実施機関から、本件処分後に審査請求人から令和元年10月4日付けで提出された、新たな公文書開示請求に係る対象公文書として特定し、当該公文書開示請求に対して公文書部分開示決定を行っている「沖縄人骨の確認・移管検収書」及び「移管台帳」並びに審査請求人へ情報提供を行っている「2017年11月2日付け琉球人骨の返還に関する書簡への回答書」（以下「当該公文書」という。）について、「台湾大学より受け取った書類」であり、本件請求に係る対象公文書に該当する旨の回答があった。          これを受けて審査会において、当該公文書を見分したところ、当該公文書のうち前者は、国立台湾大学がこれまで保管していた沖縄人骨を沖縄県へ移送するために、国立台湾大学、沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会の担当者等が、当該移送に係る荷造りの作業状況を確認するために作成及び署名した公文書であり、後者は、2017年11月29日付け校医字第1060096757号で中華民国国立台湾大学学院院長から日本国沖縄県教育委員会教育長あてに送付された「2017年11月2日付け琉球人骨の返還に関する書簡への回答書」であり、これらの公文書は本件請求に係る「台湾大学より受け取った書類」に該当し、本来、対象公文書として特定すべきであった。その点において、審査請求人は開示請求の段階で文書範囲の特定等について、実施機関から適切な教示を受けていなかったことが認められる。</p>

しかし、当該公文書は、上記のように、本件処分後の新たな公文書開示請求に係る対象公文書として特定され、公文書部分開示決定等が既に行われており、本件処分を取り消して、改めて開示決定等の処分を行う意義は乏しい。したがって、本件処分については、結論において妥当と言わざるを得ない。

付言

条例第6条第2項の規定において、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」と定め、実施機関に対して参考情報を提供する努力義務が課されているところ、実施機関にあっては本件請求に係る対象公文書の特定にあたり、情報提供が不十分であり、審査請求人に対する当該努力義務が十分に果たせていなかったと言える。

今後、実施機関においては、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、特定漏れがないよう請求内容を精査し、開示請求者へ、開示請求に係る参考となる情報の提供に努め、適切な教示を行うよう改善を要望する。

沖縄県情報公開審査会答申第121号 概要

①件名	「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、同年9月25日開示決定された公文書以外の資料を含む文書」に係る公文書開示決定、公文書部分開示決定及び公文書不存在による不開示決定及びに対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年10月4日（同日收受）
③実施機関	教育庁文化財課
④決定年月日	令和元年10月18日（公文書開示決定及び公文書不存在による不開示決定） 令和元年11月14日（公文書部分開示決定）
⑤決定内容	公文書開示決定、公文書部分開示決定及び公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	全部開示 部分開示（条例第7条第2号及び同条第6号） 不存在による不開示決定（作成していないため存在しない）
⑦審査請求年月日	令和元年12月13日（令和元年12月13日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	今回の開示請求でもどれくらいの公文書があるかも知られないまま、一部の公文書また適切でない公文書を開示されたので、適切に全て開示して欲しい。
⑨審査請求の理由(要旨)	開示請求書5, 6, 7項について、すべて「沖縄県人骨の確認・移管検収書（添付1移管台帳含む）」を特定文書としており、適切ではない。 開示請求書8項「保存状態が良好であり、重要な文化的遺産となっている」ことを評価し、証明する文書についての決定がなされず、公開もされていない。
⑩諮問年月日	令和2年3月5日（令和2年3月6日收受）
⑪答申年月日	令和2年10月21日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定は妥当であるが、公文書部分開示決定は結論において妥当であり、公文書不存在による不開示決定のうち、対象公文書として特定すべきであったメールについては、対象公文書として特定し、改めて開示決定等を行うべきである。</p> <p>○審査会の判断 1 公文書開示決定について 本件公文書のうち、公文書開示決定に係る公文書（以下「開示公文書」という。）は、「中国語及び日本語記載の協議書」（以下「協議書」という。）、「国立台湾大学医学院収蔵の今帰仁村運天の人骨資料保管に係る依頼文書及び回答文書」（以下「人骨資料保管に関する文書」という。）及び「死体保存許可証」であり、以下、各開示公文書における対象公文書としての妥当性について検討する。</p> <p>(1) 協議書 審査会が開示公文書を見分したところ、当該協議書は平成30年11月14日に、沖縄の先人の人骨を、国立台湾大学から沖縄県及び今帰仁村へ移管するため、国立台湾大学、沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会（以下「国立台湾大学等」という。）間において、移管に関する条件のもとに同意し署名した、中国語及び日本語で記載された協議書であり、本件請求に係る「1 中国語と日本語が併記された協議書」及び「10（略）沖縄県教育委員会が遺骨を保管することができるとする法的根拠に関する文書」に該当し、対象公文書と認められる。</p> <p>(2) 人骨資料の保管に関する文書について 人骨資料の保管に関する文書は、平成29年10月18日付け今帰仁村教育委員会教育長（以下「今帰仁村教育長」という。）から沖縄県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）への、国立台湾大学医学院収蔵の今帰仁村運天の人骨資料の保管に関する依頼文書及び当該依頼に対する平成29年10月26日付け県教育長から今帰仁村教育長への回答文書であり、本件請求に係る「3 県教育長と今帰仁村担当者との協議内容に関する文書」に該当し、対象公文書と認められる。</p> <p>(3) 死体保存許可証について 死体保存許可証は、県教育長による死体保存に係る申請に対して、沖縄県知事が令和元年6月8日付けで許可した許可証であり、本件請求に係る「10（略）沖縄県教育委員会が遺骨を保管することができるとする法的根拠に関する文書」に該当し、対象公文書と認められる。 以上のことから、これらの開示公文書は、本件請求に係る対象公文書と認められ、いずれも条例第7条所定の不開示情報に該当せず、実施機関が行っ</p>

た公文書開示決定は妥当である。

## 2 公文書部分開示決定について

### (1) 対象公文書

本件公文書のうち、公文書部分開示決定に係る公文書（以下「部分開示公文書」という。）は、沖縄先人の人骨を、国立台湾大学から沖縄県及び今帰仁村への移管にあたって、令和元年3月11日に、国立台湾大学等の教員、職員及び立会人が確認し署名した「沖縄人骨の確認・移管検収書」と、当該人骨の番号、頭蓋骨表示（頭蓋骨の採集場所）及び性別が記載され、国立台湾大学等の教員及び職員が署名した「移管台帳」である。

これらの部分開示公文書は、本件請求に係る「5 頭蓋骨一個一個の情報、その採集場所」及び「6 遺骨を引き継ぐ際に確認した遺骨に関する文書」に該当し、対象公文書と認められる。

また、審査会においては、実施機関に対し、本件請求に係る「7 埋蔵文化財センターの頭蓋骨箱に記載されている事項」について、移管台帳を対象公文書として特定した理由を求めた。これに対して実施機関から、「頭蓋骨箱の記載事項は、移管台帳の内容の一部を抜き出したものであることから、対象公文書として特定した」旨の回答を受け、実施機関の当該理由について特段、不自然、不合理な点はないものと考えられる。

よって、これらの部分開示公文書は、本件請求に係る「7 埋蔵文化財センターの頭蓋骨箱に記載されている事項」に該当し、対象公文書と認められる。

### (2) 公文書部分開示決定の適否について

実施機関は、当該部分開示公文書の不開示箇所について、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第6号（審議、検討等に関する情報）の規定を根拠として、公文書部分開示決定を行っているため、以下、当該規定の該当性について検討する。

#### ① 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、「沖縄人骨の確認・移管検収書」及び「移管台帳」に記載された情報のうち、立会人の氏名、移管機関代表者署名欄及び立会人署名欄に記載された氏名について、上記の条例第7条第2号の規定を根拠に不開示としているが、当該氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号で規定する個人に関する情報に該当し、不開示の決定が妥当である。

#### ② 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、部分開示公文書のうち「移管台帳」について、弁明書において、「事実関係の確認が不十分な情報が記載されており、公にすると確定した情報との誤解を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある」として、条例第7条第6号の規定を根拠に不開示としている。

審査会において、移管台帳を見分したところ、実施機関の主張する「公にすると確定した情報との誤解を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」があることが認められるとしても、同条第6号を適用するには、当該条文の「県（中略）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であることが前提であるため、審査会は実施機関に対し、移管台帳が同条第6号に該当すると判断した理由のほか、同条第7号（事務又は事業に関する情報）のウ「調査研究に関する事務」への該当性について、確認を求めた。

その結果、実施機関から、移管台帳の情報は、同条第6号で規定する「県（中略）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に相当するものではなく、本来ならば同条第7号のウ「調査研究に係る事務」に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を適用すべきであった旨回答があった。

これを受けて審査会では、令和2年9月4日付けの新聞報道において、「台湾大学から県側に返還された琉球人骨に対し、遺骨計測研究が行われている」旨の掲載を確認し、また、実施機関から当該掲載内容は事実であり、「遺骨計測研究は少なくとも今年度中は調査を実施する」旨を確認したことから、移管台帳に係る情報は、条例第7条第7号のウ「調査研究に関する事務」に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

よって、移管台帳に係る公文書部分開示決定について、実施機関は、同条第6号の規定を根拠に不開示としていたが、同号には該当せず、本来であれば同条第7号のウ「調査研究に関する事務」の規定を根拠に不開示とすべきであった。

したがって、実施機関が、移管台帳の不開示情報を不開示としたことは、その根拠規程に誤りがあったとはいえ、結論において妥当と言わざるを得ない。

## 3 公文書不存在による不開示決定について

実施機関は、本件請求に係る「2 台湾から遺骨返還の打診がされた時の文書」、「4 協議書作成時間、作成前のやり取りの回数と時間に関する文書」、「5 （略）各々の総数、頭蓋骨以外の遺骨の保管先」、「9 （略）遺骨の引き渡しに関する協議会に祭祀承継者を認めなかった理由が記載された文書」及び「11 移管関連の映像、録音記録」について、対象公文書を「作

成していないため、存在しない」旨を理由として、公文書不存在による不開示決定を行っている。

当該決定について、審査会は実施機関に対し、公文書不存在の理由について、対象公文書を取得し存在するが作成していないために不開示としたのか、又はそもそも対象公文書が存在しないために不開示としたのか確認を求めるとともに、当該請求に該当する公文書及びこれに相当する公文書の存否について、審査請求人の請求内容に基づいて改めて保有の有無の確認を求めた。

当該確認に対して実施機関から、対象公文書は「作成又は取得していないため、存在しないとするのが適切であった」と、改めて対象公文書の存否について確認した結果、本件請求に係る4、5、9及び11における対象公文書は不存在であったが、本件請求に係る「2 台湾から遺骨返還の打診がされた時の文書」に該当する可能性のあるメール文面プリントの存在が確認された旨回答があった。

これを受けて、審査会において当該メールを見分したところ、当該メールは平成29年8月28日付けで、実施機関の長が実施機関の職員2名に対して、他の実施機関の職員から送付されたメールを転送したものであり、「台湾大学より返還したいとの申し出がある」旨の内容が記載されていることを確認した。

よって、当該メールは本件請求に係る「2 台湾から遺骨返還の打診がされた時の文書」に該当し、対象公文書と認められる。

したがって、実施機関の公文書不存在による不開示決定については、不存在の理由を「作成又は取得していないため、存在しない」とすべきであったと言え、また本件請求に係る「2 台湾から遺骨返還の打診がされた時の文書」に該当する対象公文書として、当該メールを特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

#### 4 対象公文書等の情報提供による対応について

実施機関は、本件請求に係る「8 保存状態が良好であり、重要な文化的遺産となっていることを評価し、証明する文書」に該当する対象公文書として、平成29年11月29日付け中華民国国立台湾大学学院院長から日本国沖縄県教育委員会教育長あてに送付された「2017年11月2日付け琉球人骨の返還に関する書簡への回答書」（以下、「回答書」という。）が存在し、これを特定すべきところ特定せず、開示決定等の対象から漏れていたことが、本件処分に係る開示の際に判明した。

その際、実施機関は当該開示の場において、審査請求人へ情報提供として当該回答書を提供したほか、本件請求において求められていない他の公文書についても、情報提供として提供したものである。

本来、開示請求のあった文書が、条例第2条第2項で定める「公文書」に該当する場合、これを対象公文書として特定して開示決定等を行い、当該公文書の写しの作成に要する費用等を審査請求人から徴収すべきところ、これを徴収せず情報提供として対応したものであり、実施機関による当該行為は、条例第11条（開示請求に対する措置）で定める「開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし（中略）通知しなければならない」旨の規定のほか、条例第19条（費用負担）で定める「公文書の写しの交付を受ける者は、（中略）当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない」旨の規定に反する行為であり、公文書の写しの交付に係る手続を踏まずに、開示及び交付したことは不適切な対応と言わざるを得ない。

今後、実施機関においては、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、特定漏れがないよう請求内容を精査し、かつ公文書（写し）の交付手続を適切に行うよう改善を要望する。

## 沖縄県情報公開審査会答申第122号 概要

①件名	「平成31年度万国津梁会議設置等支援業務 採択企画提案書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年10月11日（同日收受）
③実施機関	文化観光スポーツ部交流推進課
④決定年月日	令和元年11月22日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び同条第3号に該当
⑦審査請求年月日	令和元年12月9日（同日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	本件の全部開示（個人情報を除く）を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	部分開示では、求める情報が判明しないため。
⑩諮問年月日	令和2年4月23日（同日收受）
⑪答申年月日	令和2年11月24日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 本件公文書について          本件公文書は、実施機関による「平成31年度 万国津梁会議設置等支援業務」の企画提案公募に対し、コンソーシアムが応募書類の一つとして実施機関へ提出した企画提案書である。          実施機関は、本件公文書の不開示箇所について、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第3号（法人等に関する情報）に該当することを根拠として、部分開示決定を行っているため、以下、当該規定への該当性について検討する。</p> <p>2 条例第7条第2号該当性          実施機関は、本件公文書のうち、万国津梁会議の5つの分野からなる個人の氏名・役職等について、条例第7条第2号に該当することを根拠に不開示としているが、審査会において、本件公文書を見分したところ、当該個人の氏名・役職等は、「当該情報に含まれる氏名（中略）その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、条例第7条第2号で規定する個人に関する情報に該当することが認められ、当該情報を不開示とした決定は妥当である。</p> <p>3 条例第7条第3号該当性          実施機関は、本件公文書における個人の氏名・役職等を除いた箇所のうち、コンソーシアムによる円滑な会議運営のための各担当者の配置及び役割、事務調整、環境整備に関する情報のほか、資料収集・作成、情報収集の方法、実際の会議運営に係る具体的手法等に関する情報について、条例第7条第3号に該当することを根拠に不開示としている。          審査会において、本件公文書を見分したところ、個人の氏名・役職等の箇所を含むこれらの情報すべては、コンソーシアムを構成する各法人が有する創意工夫や、これまで蓄積してきた営業上のノウハウやアイデア、業務実績等に基づき、会議を円滑に運営するための独自に開発した詳細な手法等が記載されたものであり、また各法人においては当該企画提案に係る内容を、将来の事業活動にも活用していくことが考えられるため、当該情報は、法人等の権利その他正当な利益に関する情報であると言える。          よって、これらの情報を公にすることにより、当該法人等の事業活動上のノウハウの価値が失われ、公正な競争関係に不利益を与えるおそれがあるほか、当該法人等の運営上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に規定する「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当し、不開示が妥当である。</p>

## 沖縄県情報公開審査会答申第123号 概要

①件名	「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の議事録」に係る公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年2月5日（同日收受）
③実施機関	子ども生活福祉部 障害福祉課
④決定年月日	令和2年2月17日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年3月30日（同日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	不開示に対し、開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	個人名とか個人が識別になるものは黒塗りして開示していただきたい。調整委員会でどんな話し合いがなされたのかをぜひ知らせてほしい。
⑩諮問年月日	令和2年5月20日（令和2年5月21日收受）
⑪答申年月日	令和2年11月24日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当ではなく、調整委員会の議事録の件名、開催日時及び場所については、開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 条例第7条第3号該当性          本件公文書は、特定の個人が、特定事業者から差別等を受けたとして、調整委員会へ行った助言等の申請について、当該委員会で審議した議事録である。          審査会において、本件公文書を見分したところ、当該公文書には、差別等を受けたとされる特定個人が勤務していた、特定事業者の名称、代表者等の氏名及び特定個人が差別等を受けたとされる具体的な内容が記載されている。          これらの情報は、当該事業者の事業活動上の信用及び運営上の地位に関する情報であると考えられ、法人等の権利その他正当な利益に関する情報であると言える。          よって、これらの情報を公にすることにより、当該事業者の事業活動上の信用が失われ、不利益を与えるおそれがあるほか、当該事業者の運営上の地位を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に規定する「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>2 条例第7条第6号該当性          本件公文書は、調整委員会の議事録の件名、開催日時、場所、出席者及び審議内容で構成されており、そのうち審議内容は、発言した委員の氏名及び当該発言内容が詳細に記載されている。          審査会において、本件公文書を見分したところ、当該公文書には、助言等の申請者である特定個人の主張を基に、特定事業者による障害を理由とした差別等が行われたか否かについて、各委員が率直な意見交換を行っており、様々な審議・検討を経て、当該委員会として最終的な結果報告を行うまでの、意思決定に至る過程が認められる。          これらの情報が公にされた場合、今後、各委員による率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものと認められる。          また、当該委員会の委員は、各分野から任命されており、発言した委員の氏名を伏せたとしても、その発言内容から発信者が特定される可能性は否定できず、特に会長については、その職責に係る発言内容から特定は容易であると認められる。          発信者が特定された場合、今後、当該発信した委員に対して、外部からの干渉、圧力等の影響を受けるおそれがあるほか、当該委員会の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、公正な判断が損なわれるおそれがあるものと認められる。</p>

しかし、実施機関は本件公文書のうち、調整委員会の議事録の件名、開催日時及び場所（以下「議事録の件名等」という。）に係る情報も含めて不開示としているが、当該議事録の件名等に係る情報を公にしたとしても、「率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとは認められないことから、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきである。よって、本件公文書のうち、当該議事録の件名等に係る情報を除いた箇所を公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当し、不開示が妥当である。

沖縄県情報公開審査会答申第124号 概要

①件名	「首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年12月23日（同日收受）
③実施機関	土木建築部 都市公園課
④決定年月日	令和2年2月3日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第7条第6号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年4月2日（同日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	今回の不開示の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	国有施設を移譲することが公の場で発表されているにもかかわらず、移譲できなかったことから、その理由を明らかにし、国と県の協議の状況を詳らかにすることは、後世の県民にとっても必要なこと。不開示こそ県民の間に混乱を生じさせると考えているから。
⑩諮問年月日	令和2年7月30日（令和2年8月3日收受）
⑪答申年月日	令和3年2月25日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は妥当ではなく、全て開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断          条例第7条第6号該当性          本件公文書は、連絡調整会議の第1回から第5回までの配布資料であり、当該資料には議事次第、出席者名簿、座席表、開催要綱、首里城公園の概要・管理運営状況・整備状況、公園図面及び移譲後の管理運営体制の比較検討資料等が含まれている。</p> <p>実施機関は、本件公文書を公にした場合、「県民の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことや、「将来、同種の検討及び協議等を行うことが困難となり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれがある」として、条例第7条第6号に該当する旨を主張している。</p> <p>審査会では本件公文書を見分し、実施機関に対し、本件公文書を公にした場合、「県民の間に具体的にどのような混乱が生じるのか」、「不当な影響とは、具体的にどのような影響が生じるのか」及び「連絡調整会議における議事録等の資料の存否」等について、確認を求めた。</p> <p>その結果、実施機関から、本件公文書のうち、第2回資料及び第3回資料に添付された、移譲後の管理運営体制に関する2つの比較検討資料（以下「比較検討資料」という。）を除いた全ての資料について、不開示決定の根拠とした条例第7条第6号には該当しない旨の回答があった。</p> <p>また、比較検討資料については、「県が現在の形態を選択した理由等について憶測を招き、県民の間に混乱が生じるとともに、将来の検討にあたっての率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性へ不当な影響を及ぼす懸念がある」として、不開示を求める旨の回答があった。</p> <p>そのほか、「連絡調整会議における議事録等の資料の存否」については、再度検索したが、該当する資料はなかった旨の回答があった。</p> <p>これを受けて審査会では、改めて実施機関に対し、比較検討資料を公にした場合に「県民の間に具体的にどのような混乱が生じるのか」及び「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性への不当な影響とは具体的に何か」等について、確認を求めた。</p> <p>当該確認に対する実施機関の回答では、すでに弁明書等で述べられた内容のほか、「令和5年1月末以降の管理形態等の検討にあたっては、施設所有者である国関係機関との協議が想定され、比較検討資料を開示した場合、第三者による意見の表明や国関係機関等への間接的な影響などが懸念される」等が述べられていたが、審査会が求めた「県民の間の混乱」及び「不当な影響」のおそれに係る具体的な説明は得られなかった。</p> <p>これらを踏まえ、審査会で審議した結果、本件公文書を公にした場合、県民の誤解や憶測を招き、県民へ不当な影響が生じるとまでは言えないことから、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」が具体的に生じるものとは認められない。</p>

また、今後、連絡調整会議に対して、外部からの干渉、圧力等により自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれや、将来の連絡調整会議における意思決定に、不当な影響を与えるおそれがあると言えないことから、「将来の同種の検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれ」が具体的に生じるものとも認められない。  
よって、本件公文書は、条例第7条第6号には該当せず、開示すべきである。

## 沖縄県情報公開審査会答申第125号 概要

①件名	「平成29年度及び平成30年度に発せられた開発許可の通知すべて」に係る公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年4月22日（同日收受）
③実施機関	土木建築部 建築指導課
④決定年月日	令和2年5月7日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び第3号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年7月16日（令和2年7月20日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	処分を取り消し、当該公文書の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	条例第7条第2号ただし書ア及びイに該当する。対象公文書の一部は過去に開示されており、権利利益を害するおそれがあるとは言えない。
⑩諮問年月日	令和2年9月16日（令和2年9月18日收受）
⑪答申年月日	令和3年3月26日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は妥当ではなく、当該決定時点において閉鎖されていた開発登録簿に係る開発許可通知書を除き、開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 条例第7条第2号該当性          登録簿情報については、法第47条第5項において「都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならない」旨定められている。          これは、登録簿情報を常に公衆の閲覧に供することを定めた規定であると言え、登録簿情報は公衆が知りうる状態に置かれているものと認められる。          よって、開発許可を受けた者が個人の場合の開発許可通知書のうち、当該通知書に記載された登録簿情報については、条例第7条第2号ただし書アで定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示すべきである。          また、登録簿にない情報について、実施機関は、本件公文書である開発許可通知書における登録簿にない情報のうち、「工事着手及び完了予定年月日を開示することにより、反対するものから妨害を受ける可能性がある」等を主張している。          しかし、当該主張はあくまで可能性を述べたものであり、工事着手及び完了予定年月日を公にすることにより、当該妨害を受けるおそれが特段、具体的に生じるものとは認められない。          その他の登録簿にない情報についても、審査会で見分した結果、当該情報を公にすることにより、実施機関が主張する「条例第7条第2号に該当し、個人の権利利益を害するおそれ」があるとは認められず、開示すべきである。</p> <p>2 条例第7条第3号該当性          開発許可を受けた者が、法人等又は事業を営む個人の場合の開発許可通知書のうち、登録簿情報については、先述のとおり、法令等の規定により常に公衆の閲覧に供する情報であり、条例第7条第3号で定める「公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、開示すべきである。          また、登録簿にない情報について、実施機関は、本件公文書である開発許可通知書における登録簿にない情報のうち、先述した「反対するものから妨害を受ける可能性」のほか、「法人に所属する担当者として土地所有者と取引する際の証明書として利用されるおそれがある」等を主張している。          しかし、これらの主張についてもあくまで可能性を述べたものであり、当該登録簿にない情報を公にすることにより、当該「おそれ」が特段、具体的に生じるものとは認められない。          よって、当該情報を公にすることにより、実施機関が主張する「条例第7条第3号に該当し、法人の権利利益を害するおそれ」があるとは認められず、開示すべきである。</p>

3 閉鎖された登録簿について  
条例第7条各号で定める不開示情報該当性の判断の時点については、開示決定等の時点であることから、本件処分の時点において、閉鎖された登録簿に係る開発許可通知書の不開示情報該当性について、以下に述べるものとする。

当該閉鎖された登録簿に係る開発許可通知書のうち、開発許可を受けた者が個人である場合当該通知書に記載された情報は、先述した条例第7条第2号ただし書アで定められる「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこの情報が含まれる氏名、その他記述等による特定の個人を識別することができる」が本件処分の時点において、閉鎖された登録簿に係る開発許可通知書のうち、開発許可を受けた者が法人等又は事業を営む個人である場合当該通知書に記載された情報は、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動上の信用及び運営上の地位に関する情報であると考えられ、法人等又は事業を営む個人の権利その他正当なる利益に関する情報であると言えらる。よって、当該情報を公にするにより、当該法人等又は事業を営む個人等の事業活動上の信用が失われ、不利益を与えるおそれがあるほか、当該法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に規定する「当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当し、不開示が妥当である。

付言

実施機関は、本件処分に係る当初の決定通知後、審査請求人からのメール及び問合せを受けて、第1次訂正通知書及び第2次訂正通知書により、当初の決定通知で示した開示しないこととする根拠規定及び理由を変更するとともに、当該通知の差替え、取消し及び当該破棄を依頼する等、行政手続が不適切であったと言わざるを得ない。

今後、実施機関において、開示請求に係る開示決定等を行うにあたっては、条例等の規定に基づき、決定内容を精査し、適正な情報公開事務の処理に務めるよう、改善を要望する。

### Ⅲ 情報提供の状況

情報提供には、県の各課所等が行う①刊行物等の発行、②報道機関への発表、③県民の求めに応じた相談・案内等、様々な形がある。

行政情報センターでは、平成2年4月に開設して以来、主に沖縄県が作成した行政資料を収集・管理し、県民の閲覧に供している。また、窓口には行政資料専門員を配置し、利用者の案内・相談にあたるとともに、無償刊行物の頒布や行政資料検索システムによる資料の検索等を行っている。

#### 1 行政情報センターの概要（令和3年3月31日現在）

- (1) 行政資料……………19,042点（内訳は表2参照）
- (2) 面積……………254㎡
- (3) カウンター……………行政資料案内、情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口
- (4) 配架新聞……………日本経済新聞、琉球新報、沖縄タイムス、宮古新報  
宮古毎日新聞、八重山毎日新聞、八重山日報
- (5) 閲覧コーナー……………テーブル3台、新聞閲覧台2台、椅子22脚
- (6) ビデオ等コーナー……………ビデオ17本、CD-R110枚（資料付録は含まず）、  
CD5枚、DVD77枚、カセット7本  
テーブル2台、椅子8脚
- (7) コピーコーナー……………コイン式  
〈平成13年11月料金改定〉  
（1枚 白黒 10円〈用紙サイズA3版まで〉  
カラー 80円〈A3版〉  
50円〈A4、B4、B5版〉）
- (8) ロッカー……………コイン式15個（100円 使用後返戻式）

## 2 行政情報センター等の利用状況

行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーの年度別の利用者数及びコピーサービスの状況は、次のとおりである。

表1 年度別利用者数及びコピーサービス実績

(単位：人、枚)

窓口区分	年度 内訳	平成	平成	平成	平成	令和
		28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
本庁（行政情報センター）	利用者	6,937	6,565	6,540	6,621	3,940
	コピーサービス	31,434	35,750	31,762	26,512	16,682
（宮古行政情報コーナー）	利用者	31	24	15	20	32
（八重山行政情報コーナー）	利用者	24	34	6	11	20
計	利用者	6,992	6,623	6,561	6,652	3,992
	コピーサービス	31,434	35,750	31,762	26,512	16,682

注 本庁（行政情報センター）においては、有料の複写機を設置している。

### 3 配架行政資料

行政情報センターでは、「沖縄県行政資料収集管理規程」及び「沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領」に基づき、主に沖縄県が作成した行政資料を収集して、下表のとおり分類・整理し、配架している。

当該行政資料の検索に資するため、毎年度「沖縄県刊行物目録」を作成しており、平成18年7月からは「沖縄県行政資料目録検索システム」の構築により、沖縄県のホームページ上で検索が可能である。

表2 行政資料分類別一覧表

(令和3年3月31日現在)

分類名	内容	点数
総記	年鑑・名鑑・基地関係	1,281
人口・土地	人口・土地利用対策基本計画	253
行政	行政計画・財政・税制	4,139
法令	判例体系・現行法規総攬	81
国際交流	国際交流全般・移民関係	225
経済	経済政策・金融	745
防災・安全	消防・災害・交通安全	329
資源・エネルギー	石油・ガス・水資源	229
運輸・通信	陸（海）運・航空・情報通信	145
建設	道路・都市計画・河川・港湾	774
生活	消費生活	275
社会福祉	福祉全般・社会保険	953
自然・環境	気象・公害・自然保護	756
健康・医療	医療・疾病・薬事・食品衛生	1,167
農林水産業	農林水産業全般・ミバエ	2,307
商工業	商工業全般・リゾート・観光	1,323
労働	雇用・賃金・職業訓練	796
教育・文化	学校教育・社会教育・イベント	2,589
統計	各種統計	459
その他	ビデオ・DVD・CD・CT・CD-ROM	216
合計		19,042

## 〈個人情報保護制度〉

# I 個人情報保護制度

## 1 個人情報保護制度のあらまし

近年の情報化の飛躍的な進展は、単に生産性の向上や省資源、省力化といった産業・経済の面におけるメリットのみならず、日常生活の面においても各種カード類や通信・情報機器の普及等を通じ、便利さと豊かさをもたらしました。

反面、情報化によりデータの大量かつ迅速な処理が可能になったことに伴い、個人に関する情報が広範に取り扱われるようになり、また、個人の間には「自己の情報が予期しない形で収集、利用されているのではないか」、「誤った情報が広く利用されているのではないか」等の不安感・不快感が生じており、これに対する対策が求められるようになってきました。

このような個人情報の取扱いに関する不安を取り除き、個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを創る必要があります。

これを制度化したのが個人情報保護条例であり、沖縄県では平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、平成7年4月から全面施行しました。

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係5法が制定されたことに伴い、沖縄県においても、法の趣旨を踏まえ、制度の充実を図るために、平成17年3月に条例の全部改正を行いました。

新条例は平成17年4月から一部施行され、平成18年4月から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わり全面施行されました。

以降の改正経緯

(1) 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、個人番号を含んだ特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を規定するため、平成27年10月に条例を改正（平成27年10月施行、ただし、利用制限、任意代理人による開示等は平成28年1月1日施行、情報提供等記録関係規定は平成29年5月30日施行）。

(2) 平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正（不服申立ての手続きについて、上級行政庁がない場合は「異議申立て」、上級行政庁がある場合は「審査請

求」であったものが「審査請求」に一元化)されたことに伴い、平成27年12月に条例を改正(平成28年4月1日施行)。

(3) 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正を踏まえ、情報提供等記録、小規模取扱事業者に係る規定について、平成29年2月に条例を改正(平成29年5月30日施行)。

(4) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号(指紋データ、旅券番号等)が個人情報に含まれることを明確化するため、平成29年7月に条例を改正(平成29年7月25日施行)。

(5) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報(要配慮個人情報)を明確化し、個人情報取扱事務登録簿への記載や収集を制限するため、平成30年12月に条例を改正(平成31年7月1日施行)。

(6) 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、地方独立行政法人を実施機関として新たに加えるため、令和2年12月に条例を改正(令和3年4月1日施行)。

## 2 沖縄県個人情報保護制度の特色

(1) 前文を設け、条例制定の背景を述べるとともに、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念とも相通ずる「個人の権利利益の保護」という条例の理念を示しています。

(2) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、収集、管理、利用・提供等、個人情報取扱いのすべての段階にわたる総合的な保護制度としています。

(3) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、個人情報の本人が自己の情報を知り、かつ、その訂正及び利用停止を求める権利を創設しています。

(4) 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理されるものを含め、すべての個人情報を対象としています。

(5) 個人情報の保護に関する民間事業者の責務を明らかにし、個人情報保護のための民間部門の自主的な対応の促進を図っています。

(6) 民間事業者が個人情報を不適正に取り扱っている場合には、知事が当該事業者

対し、必要な調査を行い、指導及び助言を行います。

- (7) 制度を適切・公正に運用するため、知事の附属機関として学識経験者等で構成する「沖縄県個人情報保護審査会」を設置しています。
- (8) 県の機関（実施機関）の職員等が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を提供又は盗用したとき並びに秘密を漏らした場合は処罰します。

### 3 沖縄県個人情報保護条例の概要

#### 第1章 総則

##### (1) 目的（第1条）

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関（実施機関）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

##### (2) 個人情報・要配慮個人情報・特定個人情報（第2条第1項、第2項、第4項）

ア 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

##### (イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則等で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

ウ 「特定個人情報」とは、個人情報のうち番号法第2条第8項に規定するものをいう。

(3) 保有個人情報・保有特定個人情報（第2条第3項、第5項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報又は特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(4) 実施機関（第2条第7項）

この制度を実施する県の機関は、次の14機関である。

- ・知事
- ・教育委員会
- ・公安委員会
- ・警察本部長
- ・選挙管理委員会
- ・監査委員
- ・人事委員会
- ・労働委員会
- ・収用委員会
- ・海区漁業調整委員会
- ・内水面漁場管理委員会
- ・公営企業の管理者
- ・病院事業の管理者
- ・沖縄県立芸術大学

(5) 個人情報保護についての責務

ア 実施機関の責務（第3条）

実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

イ 事業者（県出資法人を含む）の責務（第4条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

ウ 県民の責務（第5条）

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧（第6条）

実施機関は原則として個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(2) 個人情報の収集の制限（第7条）

ア 個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範

囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ 要配慮個人情報とは原則として収集してはならない。

ウ 個人情報は原則として本人から収集しなければならない。

### (3) 個人情報の利用及び提供の制限（第8条）

原則として、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならない。

### (4) 保有特定個人情報の利用及び提供の制限（第8条の2）

原則として、人の生命、身体又は財産の保護のため、本人の同意がある場合を除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用してはならない。また、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。（※「保有特定個人情報」は、番号法で規定されているため。）

### (5) オンライン結合による個人情報の提供の制限（第9条）

原則として、公益上の必要があり、必要な保護措置が講じられている場合以外は個人情報（保有特定個人情報を除く。）を提供してはならない。

### (6) その他の義務

ア 適切な管理（第10条）

イ 委託等に関する措置（第11条）

ウ 従事者の義務（第12条）

実施機関の職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第3章 開示、訂正及び利用停止

### (1) 開示請求権（第13条）

未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

### (2) 開示請求の手続（第14条）

保有個人情報開示請求書を提出し、自己が開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければ

ならない。

(3) 保有個人情報の開示義務・不開示情報（第15条）

条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。不開示情報の類型は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令等の規定により、開示することができないと認められる情報。

イ 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報（第2号）

当該個人情報を開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報。

ウ 第三者の個人情報（第3号）

当該個人情報に開示請求権者以外の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれるとき。ただし、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる場合等は除く。

エ 法人等に関する情報（第4号）

当該個人情報に法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより当該法人等、又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

オ 公共の安全等に関する情報（第5号）

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報。

カ 評価等に関する情報（第6号）

診療、指導、相談、選考、その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であり、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。

キ 審議、検討等に関する情報（第7号）

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者

に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ク 事務又は事業に関する情報（第8号）

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ケ 本人の利益と相反する情報（第9号）

未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求に係る保有個人情報であつて、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの

**(4) 部分開示（第16条）**

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

**(5) 裁量的開示（第17条）**

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

**(6) 保有個人情報の存否に関する情報（第18条）**

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

**(7) 開示決定等の期限（第20条）**

実施機関は、原則として15日以内に開示可否の決定を行わなければならない。やむを得ない理由がある場合には、さらに30日延長することができる。

**(8) 口頭開示請求制度（第26条）**

資格試験・採用試験の結果等、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭による開示の請求ができる。

**(9) 訂正請求権（第29条）**

何人も、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

#### (10) 利用停止請求権（第37条、第37条の2）

何人も、開示を受けた自己情報が、収集制限の規定に違反して収集されたと認めるとき等は、その利用停止を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

#### (11) 審査請求（第43条～46条）

審査請求の対象

- ・ 開示請求に対する決定
- ・ 訂正請求に対する決定
- ・ 利用停止請求に対する決定
- ・ 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

### 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

#### (1) 指導及び助言（第47条）

知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるように、指導及び助言を行うものとする。

#### (2) 指針の作成及び公表（第48条）

知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（ガイドライン）を作成し、公表する。

### 第5章 個人情報保護審査会

#### (1) 設置及び組織（第50条）

ア 規定に基づく諮問案件の調査審議

イ 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

ウ 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

#### (2) 調査審議手続の非公開（第55条）

沖縄県個人情報保護審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

## 第6章 雑則

- (1) 苦情の処理（第59条）
- (2) 国及び他の地方公共団体との協力（第60条）
- (3) 制度の運用状況の公表（第61条）

## 第7章 罰則（第63条～第67条）

実施機関等の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された公文書等を提供したとき等は処罰される。

## II 個人情報保護制度の実施状況

### 1 個人情報の開示請求等の受付状況

令和2年度における開示請求は、前年に比べて3.3%減の2,668件であった。

口頭による開示請求は、県職員採用試験等の試験結果に関するものである。

表1 個人情報の開示等の受付状況

(単位：件)

区分	開示請求			訂正請求	利用停止 請求	苦情申出 (実施機関)	是正申出	苦情相談 (事業者)	
	文書	口頭	計						
平成28年度	本庁 行政情報センター	44	1,973	2,017	0	0	2	2	3
	出先機関	11	698	709	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	107	-	107	0	0	0	0	0
	合 計	162	2,671	2,833	0	0	2	2	3
平成29年度	本庁 行政情報センター	27	1,675	1,702	0	0	3	0	3
	出先機関	12	623	635	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	141	-	141	2	0	0	0	0
	合 計	180	2,298	2,478	2	0	3	0	3
平成30年度	本庁 行政情報センター	52	1,544	1,596	0	0	0	0	0
	出先機関	22	950	972	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	134	-	134	0	0	0	0	0
	合 計	208	2,494	2,702	0	0	0	0	0
平成31年度 (令和元年度)	本庁 行政情報センター	54	1,337	1,391	0	0	2	0	2
	出先機関	98	1,150	1,248	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	120	-	120	2	0	0	0	0
	合 計	272	2,487	2,759	2	0	2	0	2
令和2年度	本庁 行政情報センター	42	1,551	1,593	0	0	0	0	0
	出先機関	47	908	955	0	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	121	-	121	0	0	0	0	0
	合 計	210	2,459	2,669	0	0	0	0	0

(注) 1 口頭による開示請求については、各担当課等で受け付けた件数を行政情報センターに計上している。

2 警察本部、公安委員会の件数は、警察情報センターとして計上している。

## 2 個人情報の実施機関別開示請求状況

実施機関別の開示請求は、人事委員会の1,508件が最も多く請求全体の56.5%を占め、次いで教育委員会の894件で請求全体の33.5%となっている。

表2 実施機関別開示請求状況 (単位：件)

区分 実施機関	平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度（令和元年度）			令和2年度			
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	
知 事	知事公室			2		2	2		2				1		1	
	総務部				1	1	10		10	6		6	2	1	3	
	企画部						1		1	3		3	1		1	
	環境部		3	3	1	1	2		1	1	3	4	1	4	5	
	子ども生活福祉部	19		19	7		7	23		23	26		26	15		15
	保健医療部	10	53	63	6	89	95	12	97	109	90	102	192	39	46	85
	農林水産部		9	9	1		1							1		1
	商工労働部	2	10	12	2	11	13	2	17	19		18	18	1	9	10
	文化観光スポーツ部		32	32		30	30		39	39	1	64	65		13	13
	土木建築部	6		6	7		7	12		12	10		10	4		4
	出納事務局															
小計	37	107	144	26	132	158	62	154	216	137	187	324	65	73	138	
教育委員会	6	655	661	2	537	539	5	863	868	3	1,029	1,032	5	889	894	
選挙管理委員会																
人事委員会	9	1,909	1,918	9	1,629	1,638	3	1,472	1,475	10	1,267	1,277	17	1,491	1,508	
監査委員																
地方労働委員会										1		1				
収用委員会				1		1	2		2				2		2	
海区漁業調整委員会																
内水面漁場管理委員会																
公営企業者の管理																
病院事業者の管理	3		3	1		1	2	5	7	1	4	5		6	6	
公安委員会	1		1				1		1	6		6	10		10	
警察本部長	106		106	141		141	133		133	114		114	111		111	
合計	162	2,671	2,833	180	2,298	2,478	208	2,494	2,702	272	2,487	2,759	210	2,459	2,669	

### 3 口頭開示実施状況

表3 口頭開示実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R2)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
1	職員選考採用試験	総務部	令和3年3月5日 ～	1
	総合順位 (不合格者のみ)	人事課	令和3年4月4日	
2	行政書士試験	企画部	令和3年1月27日 ～	0
	総合得点	市町村課	令和3年2月26日	
3	狩猟免許試験	環境部	令和2年9月30日 ～	4
	知識試験及び技能試験の総得点	自然保護課	令和2年10月29日	
4	クリーニング師試験	保健医療部	令和2年10月1日 ～	1
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和2年11月2日	
5	調理師試験	保健医療部	令和2年11月26日 ～	19
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和2年12月25日	
6	ふぐ処理師試験	保健医療部	令和3年3月23日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和3年4月19日	
7	製菓衛生師試験	保健医療部	令和2年10月6日 ～	1
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和2年11月5日	
8	毒物劇物取扱者試験	保健医療部	令和2年9月4日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和2年9月10日	
9	登録販売者試験	保健医療部	令和3年1月20日 ～	19
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和3年2月19日	
10	沖縄県立看護大学入学試験 (一般選抜試験)	保健医療部	令和2年4月24日 ～	6
	大学入試センター試験及び個別学力試験の科目別得点及び合計点並びに総合計点	沖縄県立看護大学	令和2年5月25日	
11	農薬管理指導士認定試験	農林水産部	令和3年4月1日 ～	0
	総合得点	営農支援課	令和3年4月30日	
12	農業機械士認定試験	農林水産部	令和3年2月15日 ～	0
	筆記試験の得点	糖業農産課	令和3年3月14日	
13	家畜人工授精講習会修業試験	農林水産部	令和2年8月28日 ～	0
	筆記試験の得点	畜産課	令和2年9月28日	
14	農業大学校入学試験	農林水産部	令和2年10月23日 ～	0
	筆記試験の総合得点及び科目別得点	農業大学校	令和3年3月25日	
15	砂利採取業務主任者試験	商工労働部	令和2年11月30日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	令和3年1月4日	
16	採石業務管理者試験	商工労働部	令和2年11月2日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	令和2年12月1日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R2)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
17	技能検定試験	商工労働部	令和3年3月19日 ～	9
	技能検定試験	労働政策課	令和3年4月16日	
18	技能検定試験	商工労働部	令和3年3月19日 ～	0
	技能検定試験	宮古事務所	令和3年4月16日	
19	技能検定試験	商工労働部	令和3年3月19日 ～	0
	技能検定試験	八重山事務所	令和3年4月16日	
20	職業訓練指導員試験	商工労働部	令和2年11月25日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	労働政策課	令和2年12月25日	
21	委託訓練生選考試験	商工労働部	令和2年5月22日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和3年3月30日	
22	職業能力開発校入校試験	商工労働部	令和2年9月11日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和3年4月5日	
23	職業能力開発校修了試験	商工労働部	令和2年9月16日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和3年3月11日	
24	技能照査	商工労働部	令和3年2月25日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和3年3月24日	
25	第二種電気工事士養成施設修了試験	商工労働部	令和3年2月12日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和3年4月4日	
26	ガス溶接技能講習修了試験	商工労働部	令和2年11月5日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和3年4月1日	
27	車両系建設機械運転技能講習修了試験	商工労働部	令和2年9月25日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和3年3月31日	
28	液化石油ガス設備士養成施設修了試験	商工労働部	実施なし	-
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校		
29	沖縄県立芸術大学入学試験（一般選抜試験）	文化観光スポーツ部	令和2年4月16日 ～	13
	試験の得点又は段階評価	沖縄県立芸術大学	令和2年5月15日	
30	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和2年4月1日 ～	487
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和3年3月31日	
31	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和2年4月1日 ～	130
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和3年3月31日	
32	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和2年4月1日 ～	59
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和3年3月31日	
33	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和2年4月1日 ～	193
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和3年3月31日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R2)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
34	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	28
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
35	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	41
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
36	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	9
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課		
37	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	8
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
38	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A) 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	149
			(警察官A臨時) 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	0
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位		(警察官B) 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	133
39	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A) 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	136
			(警察官A臨時) 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	0
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位		(警察官B) 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	118
40	沖縄県教育委員会職員(学芸員、専門員)採用選考試験	教育委員会	実施なし	-
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課		
41	沖縄県教育委員会職員(船員)採用選考試験	教育委員会	令和3年1月15日 ～ 令和3年2月14日	0
	試験の総合得点及び順位	教育庁学校人事課		
42	沖縄県立中学校の入学者決定	教育委員会	令和3年1月8日 ～ 令和3年2月9日	606
	適正検査、学校独自検査(沖縄県立中学校入学者決定方針(平成18年6月21日付け沖縄県教育委員会決定))及び作文の得点並びに合計得点	各県立中学校		

整理番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R2)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
43	沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜	教育委員会	令和2年4月1日 ～ 令和2年4月24日 令和3年3月24日 ～ 令和3年3月31日	257
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等学校		
44	沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科（漁業科・機関科・無線通信科）入学者選抜	教育委員会	令和2年12月18日 ～ 令和3年1月17日	0
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県立沖縄水産高等学校		
45	沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学者選抜	教育委員会	令和3年2月1日 ～ 令和3年3月2日	26
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等特別支援学校		
46	職員選考採用試験	病院事業局	令和2年8月12日 ～ 令和3年1月22日	6
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課		

- 整理番号1～29は、令和元年7月16日沖縄県告示第226号
- 整理番号30～39は、平成18年3月28日沖縄県人事委員会告示第1号
- 整理番号40～45は、平成20年11月21日沖縄県教育委員会告示第20号
- 整理番号46は、平成18年8月29日沖縄県病院事業局告示第6号

## 4 個人情報の請求処理状況

### (1) 開示請求

表4 開示請求の処理状況

(単位：件)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度（令和元年度）			令和2年度				
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計		
請求件数	162	2,671	2,833	180	2,298	2,478	208	2,494	2,702	272	2,487	2,759	210	2,459	2,669		
処理状況	決定内容	開示	38	2,671	2,709	42	2,298	2,340	61	2,494	2,555	124	2,487	2,611	72	2,459	2,531
		部分開示	112	0	112	114	0	114	137	0	137	124	0	124	132	0	132
		不開示	10	0	10	25	0	25	8	0	8	7	0	7	6	0	6
		不存在	19	0	19	18	0	18	37	0	37	21	0	21	4	0	4
	小計	179	2,671	2,850	199	2,298	2,497	243	2,494	2,737	276	2,487	2,763	214	2,459	2,673	
取下げ	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	3	3	0	3		
検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0		
合計	179	2,671	2,850	200	2,298	2,498	243	2,494	2,737	280	2,487	2,767	217	2,459	2,676		

(注) 請求1件に対し複数の処理を行う場合があるため、請求件数と処理状況の合計は一致しない。

(2) その他の請求等

表5 その他の請求の処理状況

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	
訂正請求	請求件数	0	2	0	2	0	
	処理状況	訂正	0	0	0	1	0
		不訂正	0	2	0	1	0
利用停止請求	請求件数	0	0	0	0	0	
	処理状況	利用停止	0	0	0	0	0
		利用不停止	0	0	0	0	0
苦情申出	受付件数	5	6	0	4	0	
	処 理	5	6	0	4	0	

## 5 部分開示及び不開示理由の内訳

個人情報の開示可否の決定に関して、条例第15条各号に該当し、部分開示及び不開示決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表6 不開示事項別の該当件数

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
第1号 法令秘情報	0	0	4	0	9
第2号 本人の生命等を害するおそれのある情報	5	0	4	8	1
第3号 個人に関する情報	110	146	179	119	130
第4号 法人等に関する情報	3	3	1	1	5
第5号 公共の安全等に関する情報	1	20	7	6	66
第6号 評価等に関する情報	19	0	7	9	13
第7号 審議、検討等に関する情報	1	0	6	0	8
第8号 事務又は事業に関する情報	81	74	119	99	118
第9号 本人の利益と相反する情報	0	0	0	1	3
合 計	220	243	327	243	353

(注) 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数と一致しない。

## 6 不服申立ての状況

不開示決定等の処分に係る不服申立てに対する実施機関の決定及び沖縄県個人情報保護審査会における処理状況は次のとおりである。

表7 不服申立ての処理状況（開示可否等の決定）

区分 年度	不服 申立	取下げ	未処理	諮問	個人情報保護 審査会		答申の内容				重要事項 (不服申立以外)		重要事項 含む審議 回数
					審議 回数	答申	認容		棄却	却下	諮問	答申	
							全部	一部					
H28	5 (4)	0	0	5 (3)	7	4 (3)	0 (0)	1 (1)	3 (2)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	10
H29	8 (0)	0	0	8 (0)	5	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	7
H30	11 (7)	0	0	11 (7)	12	10 (6)	1 (0)	1 (1)	8 (5)	0 (0)	13 (0)	2 (0)	12
H31 (R1)	9 (0)	0	0	9 (0)	11	8 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	13 (11)	13 (11)	11
R2	3 (1)	0	0	3 (1)	8	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	4

※ 括弧書は前年度からの継続案件で内数である。

※ 不服申立てをした年度と諮問をした年度が異なる場合、不服申立件数と諮問件数が一致しない。

※ 平成26年の行政不服審査法改正（平成28年4月1日施行）により、審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されたが、経過措置により、平成27年度以前に処分された件については、従前の規定が適用されるため、本表においては、「不服申立て」として表記している。

- 平成28年度の不服申立てに係る諮問済5件全てについて答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しない。）。  
この他、重要事項3件（目的外提供1件、条例改正1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、条例改正1件）について答申した。
- 平成29年度の審査請求に係る諮問済8件のうち、1件について答申した。  
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件（H28諮問済）、目的外提供1件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 平成30年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、10件について答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しない。）。  
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件、個人情報保護制度関係11件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件）について答申した。
- 平成31年度（令和元年度）の審査請求に係る諮問済9件について、8件について答申した。  
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、個人情報保護制度関係12件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 令和2年度の審査請求に係る諮問済3件全てについて答申した。  
この他、重要事項2件（目的外提供1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、全てについて答申した。

## 7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況

実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関として条例第53条の規定に基づき「沖縄県個人情報保護審査会」が設置されている。

審査会の委員の任期は2年、令和2年度の審査会開催回数は8回となっている。

表8 沖縄県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

任期：令和3年2月27日～令和5年2月26日（2年）（令和3年3月31日現在）

氏名	役職等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	
高良 祐之	弁護士	会長職務代理者
宮城 さつき	フリーアナウンサー	
安井 琢磨	弁護士	

表9 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和2年5月28日	第180回	<p>(1) 沖縄県諮問子第23号（特定年度における私に関する情報で、別途開示を受けたもの以外の情報に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(2) 沖公委（広相）第16号（特定日に父が亡くなったときの死体発見報告書に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(3) 【重】沖縄県諮問子第2号（沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報の目的外提供に係る諮問（未就業保育士情報の市町村提供）について）</p>
令和2年6月25日	第181回	<p>(2) 沖公委（広相）第16号（特定日に父が亡くなったときの死体発見報告書に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(3) 【重】沖縄県諮問子第2号（沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報の目的外提供に係る諮問（未就業保育士情報の市町村提供）について）</p>
令和2年7月16日	第182回	<p>(2) 沖公委（広相）第16号（特定日に父が亡くなったときの死体発見報告書に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(4) 【重】沖縄県諮問総第1号（「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について）</p>
令和2年8月6日	第183回	<p>(2) 沖公委（広相）第16号（特定日に父が亡くなったときの死体発見報告書に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(4) 【重】沖縄県諮問総第1号（「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について）</p>
令和2年12月17日	第184回	<p>(5) 沖縄県諮問保第5号（特定期間における自身に関する相談記録に係る不開示決定に対する審査請求）</p>
令和3年1月7日	第185回	<p>(5) 沖縄県諮問保第5号（特定期間における自身に関する相談記録に係る不開示決定に対する審査</p>

		請求)
令和3年2月18日	第186回	(5) 沖縄県諮問保第5号(特定期間における自身に関する相談記録に係る不開示決定に対する審査請求)
令和3年3月29日	第187回	(5) 沖縄県諮問保第5号(特定期間における自身に関する相談記録に係る不開示決定に対する審査請求)

※【重】は重要事項の諮問に係る審議を示す。重要事項とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、本制度の推進を図るために必要な事項等をいう。

## 8 不服申立ての処理状況一覧

表10 不服申立ての処理状況

整理番号	不服申立て年月日	該当公文書	原 決 定	不開示根拠 (条例第15条各号等)	不開示部分	個人情報保護審査会	不服申立てに対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
1	R1.12.4 知事 保護・援護課 (沖縄県諮問子 第23号)	保護記録 ケース記録 ケース診断票 保護費支給に関する資料 各種調査の状況 被保護証明書発行簿 苦情処理に関する資料	①R1.8.21 ②R1.9.4 ③部分開示	第15条第3号  第15条第6号	開示請求者以外の個人に関する情報  評価等に関する情報	①R2.2.19 ②R2.6.1 ③第89号 ④部分開示決定については、妥当である。	①R2.6.10 ②棄却	
2	R2.1.28 公安委員会 広報相談課 (沖公委(広報) 第16号)	死体発見報告書 関係調査結果 電話通信用紙 死体検案書 死体及び所持品引取書	①R1.11.1 ②R1.11.14 ③部分開示	第15条第3号  第15条第3号ウ  第15条第5号  第15条第8号	開示請求者以外の個人に関する情報  警部補以下の職員氏名  公共の安全等に関する情報  事務又は事業に関する情報	①R2.4.3 ②R2.8.24 ③第92号 ④実施機関の判断が妥当とされた箇所以外は、開示又は一部を開示すべきである。	①R2.10.22 ②一部認容	
3	R2.10.12 知事 地域保健課 (沖縄県諮問保 第5号)	特定人に関する相談の記録、2012年以降	①R2.8.24 ②R2.10.7 ③不開示(存否応答拒否)	第18条	該当なし(存否を明らかにしないため)	①R2.12.7 ②R3.2.19 ③第93号 ④不開示決定をしたのは妥当である。	①R3.3.2 ②棄却	

## 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要

### 沖縄県個人情報保護審査会答申第89号 概要

①件名	特定年度における私に関する情報で、別途開示を受けたもの以外の情報に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年8月21日（受理：令和元年8月21日）
③実施機関	子ども生活福祉部南部福祉事務所
④決定年月日	令和元年9月4日（南福第417号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	条例第15条第3号：開示請求者以外の個人に関する情報 条例第15条第6号：個人の評価又は判断を伴う個人情報であり、開示することで当該事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるため。
⑦審査請求年月日	令和元年12月4日
⑧審査請求の趣旨	黒塗り部分の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	自身の保護決定にかかる行政の把握する情報に事実誤認がないか等を確認する必要があったため。
⑩諮問年月日	令和2年2月19日（沖縄県諮問子第23号）
⑪答申年月日	令和2年6月1日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年9月4日付け南福第417号による保有個人情報部分開示決定については、妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について 本件公文書は、平成30年に南部福祉事務所が作成した(1)保護記録①～⑦、(2)ケース記録及び(3)ケース診断票である。</p> <p>(2) 条例第15条第3号該当性について 本号は、開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する個人情報は不開示とすることを定めたものである。 実施機関が条例第15条第3号に基づき不開示とした箇所を確認すると、第三者に関する情報となっていることから、不開示が妥当である。</p> <p>(3) 条例第15条第6号該当性について 本号は、個人に対する評価又は判断を記載することが必要な事務の適正な執行を確保する観点から、開示することにより、これらの事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。 実施機関が条例第15条第6号に基づき不開示とした箇所を確認すると、審査請求人に対する評価又は判断が記載されており、開示することにより、今後の本人に対する公正な評価又は判断が行えなくなり、また、評価又は判断を行う者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、不開示が妥当である。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第90号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報（未就業保育士）の目的外提供について
②実施機関	沖縄県知事（子ども生活福祉部子育て支援課）
③提供先	提供依頼のあった市町村保育主管課
④提供する保有個人情報	保育士登録申請書（国家戦略特別区域限定保育士登録申請書を含む。）に記載された氏名（漢字、カナ）、生年月日、郵便番号、住所、卒業又は合格年月日、及び保育士証に記載された登録番号、登録年月日
⑤提供方法	提供する保有個人情報を電磁的又は物理的に提供する際は、当該情報にパスワードを掛けて提供する。 また、パスワードについては、当該個人情報の提供と分けて通知する。
⑥諮問年月日	令和2年4月10日（沖縄県諮問子第2号）
⑦諮問理由	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項第6号の規定に該当
⑧答申年月日	令和2年6月26日
⑨答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課が保有する保有個人情報の市町村保育主管課への提供については、公益上必要であり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるため、提供を認める。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>当該個人情報の提供は、県が保有する保育士登録情報を保育の実施主体である市町村に提供することによって、市町村から住所が当該市町村となっている未就業保育士に対して復職支援の取組み等の情報を直接届けることを可能にし、保育士の確保、ひいては待機児童解消の実現に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、当該個人情報の提供は、公益上必要である。</p> <p>また、審議の結果、提供方法について、必要な安全管理のための措置が講じられているため、認定する。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第91号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	総務部税務課
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に該当
④諮問年月日	令和2年6月30日（沖縄県諮問総第1号）
⑤答申年月日	令和2年8月7日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について</p> <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切であると認められる。</p> <p>(2) 妥当性について</p> <p>特定個人情報保護評価の内容が、指針に定められた特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。</p> <p>(3) 重要事項の変更について</p> <p>委託事項5（窓口業務委託）については、那覇及びコザ県税事務所並びに自動車税事務所における窓口業務委託を追加する内容となっているが、評価書及び沖縄県県税事務所窓口業務等委託仕様書（案）（以下「仕様書案」という。）の内容を確認すると、委託先の選定要件にI SMS認証の取得を要件としていること、守秘義務事項、信用失墜行為の禁止、資料等の適正な保管等が明記されており、漏えい等のリスク増加が懸念されるような内容にはなっておらず、妥当性が認められる。</p> <p>リスク対策として、仕様書案にログイン時のIDとパスワードによる認証及び履歴取得、操作ログの記録、IDごとの処理権限設定等、リスク軽減措置を講じていると認められる。</p> <p>(4) 審査会の意見について</p> <p>当審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり意見する。</p> <p>意見公募について、公募期間や公募媒体は適切であったと思われるが、意見公募の内容については、評価書の変更箇所や追加内容を県民向けに分かりやすい形で示した上で意見公募するなど、改善に努める必要がある。</p> <p>委託事業者名の公表について、委託事業者名の窓口掲示や窓口業務職員の名札に委託事業者名を明示するなど、窓口業務を行う職員が委託業者であることを県民向けに周知する必要がある。</p> <p>なお、委託事業者については、委託事業者選定時の情報セキュリティ遵守体制の確認や従業者に対する適切かつ十分なセキュリティ教育・訓練を定期的実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。</p>

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第92号 概要

①件名	特定日に父が亡くなったときの死体発見報告書に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年11月1日（受理：令和元年11月1日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第一課）
④決定年月日	令和元年11月14日（沖捜一第2515号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>(1) 条例第15条第3号ウに該当          沖縄県個人情報保護条例施行規則第1条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある。</p> <p>(2) 条例第15条第3号          開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがある。</p> <p>(3) 条例第15条第5号          公共安全に関する情報であって、開示することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(4) 条例第15条第8号に該当          事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
⑦審査請求年月日	令和2年1月28日（受理：令和2年1月28日）
⑧審査請求の趣旨	上記処分を取消す、との裁決を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) 条例第15条第3号ウに該当する旨の判断以外は全て違法である。</p> <p>(2) 審査請求人は死者の相続人であり、相続財産の範囲や内容を確定する法的利益を有しており、条例第15条第3号イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当することから、条例第15条第3号に該当するとの判断は違法である。</p> <p>(3) 条例第15条第5号における「公共安全」は、刑事事件を念頭におくものであり、沖縄県警察は本件死者の死亡は事件性が無いと判断しており、刑事事件とは無関係であることから、条例第15条第5号に該当するとの判断は違法である。</p> <p>(4) 条例第15条第8号はアないしオにおいて「事務又は事業」及び「支障」を具体的に規定しており、不開示とする場合には、「事務又は事業」及び「支障」の内容を具体的に示すべきである。          したがって、漫然と「業務の適切な遂行に支障を及ぼす」との理由だけで不開示とすることは条例の趣旨を逸脱するものであり、条例第15条第8号に該当するとの判断は違法である。</p>

⑩諮 問 年 月 日	令和2年4月3日（沖公委（広相）第16号）
⑪答 申 年 月 日	令和2年8月24日
⑫答 申 内 容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年11月14日付け沖捜一第2515号による保有個人情報部分開示決定については、別紙記載のとおり、審査会判断欄で「実施機関の判断妥当」とされた箇所以外は開示又は一部を開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 死者に関する個人情報の取扱いについて</p> <p>本条例は、条例第2条第1項で個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている以上、死者に関する情報については、原則開示の対象とならないが、死者の個人情報のすべてが開示請求の対象とならないと解するわけではなく、当該死者情報が開示請求をしようとする者自身の保有個人情報でもあると認められる場合は、例外的に開示の対象となる。</p> <p>(2) 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について</p> <p>ア 開示請求をしようとする者が、死者である本人との関係において相続人であることにつき実施機関に確認したところ、戸籍謄本によって審査請求人が死者の相続人であることが確認できた。</p> <p>イ 死者の財産が開示請求をしようとする者に帰属していることについても実施機関に確認したところ、遺産分割協議書によって死者の財産が審査請求人に帰属していることが確認できた。</p> <p>ウ 開示請求の内容が、当該相続財産に係るものであることについては、審査会において本件公文書を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、本件公文書には死者の所有していた現金や携帯電話機等の遺品についての記載があることから、本件公文書の内容は相続財産に係るものであることが確認できた。</p> <p>エ 以上のことから、本件公文書は、死者に関する個人情報であると同時に、その相続人である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は本件公文書に対する開示請求権を有すると認められる。</p> <p>(3) 条例第15条第3号該当性について</p> <p>ア 死体発見報告書（1枚目）中「届出者」欄については、実施機関の説明であったように届出者個人の行動に関する情報と言えるかもしれないが、開示することにより届出者個人の権利利益が損なわれるおそれがあるとまでは言えないため、「届出日時」については開示すべきである。</p> <p>イ 死体発見報告書（2枚目）中「調査法解剖を実施するに当たって遺族に対して調査法解剖が必要である旨の説明」欄の説明対象者については、開示請求者以外の個人情報といえるが、調査法解剖を実施するに当たり説明を受けた者が誰なのかについて、社会通念上、遺族が知りたいと思うことは当然であり、条例第15条第3号イ（人の生活を保護するため）に該当するため、開示すべきである。</p> <p>また、実施機関に確認したところ、説明対象者の情報については遺</p>

族からの求めに応じて提供しているとのことであり、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、条例第15条第3号アにも該当するため、開示すべきである。

ただし、開示する範囲については必要最小限にとどめるべきであるため、「氏名」及び「死亡者との続柄」のみを開示すべきである。

ウ 死体発見報告書（3枚目）中「遺族等へ死体引渡時の死因等説明（説明内容、説明に対する引取者の申出等）」欄の受取者については、開示請求者以外の個人情報といえるが、死体引渡時の死因等説明を受けた者が誰なのかについて、社会通念上、遺族が知りたいと思うことは当然であり、条例第15条第3号イ（人の生活を保護するため）に該当するため、開示すべきである。

また、実施機関に確認したところ、受取者の情報については遺族からの求めに応じて提供しているとのことであり、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、条例第15条第3号アにも該当するため、開示すべきである。

エ 死体及び所持品引取書中「引取者」部分については、開示請求者以外の個人情報といえるが、死体及び所持品を引き取った者が誰なのかについて、社会通念上、遺族が知りたいと思うことは当然であり、条例第15条第3号イ（人の生活を保護するため）に該当するため、開示すべきである。

また、実施機関に確認したところ、死体及び所持品を引き取った者の情報については遺族からの求めに応じて提供しているとのことであり、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、条例第15条第3号アにも該当するため、開示すべきである。

ただし、開示する範囲については必要最小限にとどめるべきであるため、「氏名」及び「死亡者との続柄」のみを開示すべきである。

オ その他実施機関が条例第15条第3号に基づき不開示とした箇所については、実施機関の判断は妥当である。

#### (4) 条例第15条第5号該当性について

ア 死体発見報告書（1枚目）中「調査結果からの判断及び理由【死因についての総合判断】」欄については、死体発見報告書の開示されている部分及び死体検案書の記載内容を記述したものであり、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるところまでは言えないため、開示すべきである。

イ 死体発見報告書（1枚目）中「死亡者」欄の犯歴については、条例第15条第3号に基づく不開示情報として判断すべきである。

ウ 死体発見報告書（1枚目）中「死亡者」欄の死体損壊度については、死体発見報告書中「検案・解剖結果」欄に記載されている内容に当てはまる項目をチェックしているだけであり、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるところまでは言えないため、開示すべきである。

エ 死体発見報告書（1枚目）中「発見時の状況」欄上段部分については、同時に条例第15条第8号にも該当し不開示となっているが、条例第15条第5号及び同条第8号を適用できる部分は、警察官が臨場し室内に入るまでを記述した箇所であり、それより前は開示すべきである。

また、同部分の中盤以降の室内に入った後の記述は、警察の捜査手法や事務事業情報とまでは言えず、死体発見報告書（2枚目）中「消防臨場状況」欄及び「現場見取図」で開示されているため、開示すべきである。

オ 死体発見報告書（1枚目）中「発見時の状況」欄下段部分（チェック項目部分）については、警察の捜査の着眼点に該当する項目であり、条例第15条第5号に該当し、開示することにより、今後の捜査に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ その他実施機関が条例第15条第5号に基づき不開示とした箇所については、実施機関の判断は妥当である。

(5) 条例第15条第8号該当性について

ア 死体発見報告書（1枚目）中「発見時の状況」欄上段部分については、第6の2(4)イ(エ)のとおり、一部を開示すべきである。

イ 死体発見報告書（1枚目）中「管理番号」欄横については、確認事項を欄外に記入したものであり、条例第15条第8号に規定する事務又は事業に関する情報ではあるものの、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、開示すべきである。

ウ 死体発見報告書（3枚目）中「補足事項【その他該当死体の取扱いに関し必要事項等】」欄については、結論において、不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、当該箇所は、条例第15条第3号としても判断すべきである。

エ その他実施機関が条例第15条第8号に基づき不開示とした箇所については、実施機関の判断は妥当である。

○付言（理由付記について）

本件処分における保有個人情報部分開示決定通知書を見ると、条例第15条各号に該当する部分を不開示とした根拠規定が記載されているだけであり、なぜ各不開示部分が条例第15条各号に該当するのか、開示した場合にどのような支障が生ずるのか等、不開示情報とする具体的な理由は明らかではない。

理由の付記は、条例第22条第1項により求められているところであり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。

実施機関においては、今後は、理由付記制度の趣旨を踏まえて、不開示決定、又は部分開示決定を行うに際しては、根拠規定及びこれを適用する理由を適切に付記することを徹底されたい。

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第93号 概要

①件名	特定期間における自身に関する相談記録に係る不開示決定（存否応答拒否）に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年8月24日（受理：令和2年8月24日）
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部北部保健所）
④決定年月日	令和2年10月7日（北保第1364-3号）
⑤決定内容	存否応答拒否による不開示決定
⑥決定理由	<p>条例第18条該当</p> <p>開示請求者以外によって行われた相談の記録については、該当する記録の有無を答えることで相談を行った事実が明らかとなり、第三者の権利利益を害するおそれ及び精神保健福祉相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、その存在については回答しない。</p>
⑦審査請求年月日	令和2年10月12日（受理：令和2年10月13日）
⑧審査請求の趣旨	不開示部分の公開請求
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) 上位法 個人情報保護法の主旨とちがう為。</p> <p>(2) 条例が上位法の主旨と異なるため。</p>
⑩諮問年月日	令和2年12月7日（沖縄県諮問保第5号）
⑪答申年月日	令和3年2月19日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、「特定期間における自身に関する相談の記録」（以下「本件請求保有個人情報」という。）について、その存否を明らかにしない保有個人情報不開示決定をしたのは妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 条例第15条第3号該当性について</p> <p>開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報である。</p> <p>(2) 条例第15条第6号該当性について</p> <p>保健所における精神保健福祉に係る評価又は判断を伴う個人情報については、開示することにより、今後の本人に対する公正な評価、判断が行えなくなり、また、評価、判断を行う者との信頼関係が損なわれ、事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、評価又は</p>

判断に関する情報は不開示情報である。

(3) 条例第15条第8号該当性について

保健所における精神保健福祉に係る相談等の業務の性質を踏まえると、相談を行ったことが相談対象者に知られたり推定されたりする可能性や、相談者へ探索が及ぶ可能性があるとなれば、精神保健福祉相談を行おうとする者が相談を差し控えるようになる事態が想定され、相談対象者の適切な受療機会が失われたりするなど、精神保健福祉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、第三者からの相談内容は不開示情報である。

(4) 条例第18条該当性について

開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第15条各号の不開示情報を開示することとなる場合には、条例第18条において、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できると規定している。

本件請求保有個人情報について、仮に不存在と答えると、第三者が審査請求人に関する相談を行った事実がなかったことが判明し、反対に、部分開示又は不開示と答えると、第三者が審査請求人に関する相談を行った事実が明らかとなる。

また、保健所における精神保健福祉に係る評価等や相談内容については、開示することにより公正な評価、判断が行えなくなるなど事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとともに、精神保健福祉に係る相談等の業務の性質を踏まえると、第三者が行った相談内容が開示されることとなる場合、相談を差し控えるようになるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件請求保有個人情報の存否を答えることにより、条例第15条第3号、第6号及び第8号に該当する不開示情報を開示することと同様の結果が生じることが認められるため、条例第18条に該当し、本件請求保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することができるものと判断する。

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度  
令和2年度運用状況報告書  
令和4年1月発行

発行 沖縄県総務部総務私学課  
行政情報センター



〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号  
TEL. 098-866-2139  
FAX. 098-866-2911